

場所は執行委員会が決定する。事務処理のための定足数は二十五名である。

第二條 會議の順序

- 一、出席をとること
- 二、前會の議事録および通信文の朗讀
- 三、役員の報告
- 四、選挙
- 五、常設委員会の報告
- 六、特別委員会の報告
- 七、未了事務
- 八、雑務
- 九、閉會

この順序はいかなる會議においても出席者の多数決によつて變更できない。

第三條 議事規則

- 一、委員会に附託された事項は出席委員の三分の二の賛成をえて何時でもその委員会の手からこれを
きることが出来る。
 - 二、組合員は組合の承認を得ることなしに同一の會議において同一事項に對し二度よりも多く發言し
てはならない。
 - 三、會議の問題に關してはロバートの議事規則に依るものである。
 - 四、組合は如何なる事項に關しても組合員十名の要求あるときは無記名投票の機會を與える義務を負
う。
- 組合長は無記名投票を行う場合の恒久的な投票方法を案出するために五名の委員を指名する。

第四條 改 正

この施行細則は前會議において書類による通知を出すことにより改正することが出来る。改正には出
席者の多数決が必要である。

理事會の施行細則

第一條 會 議

一、理事會の例會は十一月、一月、三月、五月、七月の第一月曜日および九月の最終月曜日に開催する。日時場所は執行委員會が決定する。

二、臨時會議は組合の利益のため必要なときは何時でも、または五名の理事の書面による要求にもとづき、組合長が招集することができる。臨時會議の通知には、審議すべき事項を記載することを要し、臨時會議においてはその他の事務を處理することができない。

第二條 會議の順序

會議の順序は組合施行細則第二條に記載されたものと同様である。この順序は出席者の多数決によつて何時でも變更できる。

第三條 議事規則

議事規則は組合施行細則の第三條に記載されたものと同様である。

第四條 改正

この施行細則は前會議に書面による通知をなすことによつて改正することができる。改正には出席者の多数決が必要である。

第二部 産業別組合會議(C.I.O.)系の組合の規約

甲、全國組合の規約
I. アメリカ自動車、航空機、農具労働者連合(U.A.W.)の規約(一九四四年)

注意 規約中のすべての個所で男性をもつて掲げられている部分は女性をも包含するものと看做さるべきである。

序 文

われわれは以下の事實が自明のものであり、本國際的組合すなわちアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の管轄権の下にある労働者の理想と希望を現わすものであると信ずる。すなわち一切の男子は平等に造られていること、彼等は譲渡し得ざる諸々の権利をその造物主によつて賦與されていること、これらの権利のうちには生命、自由および幸福の追求を含むこと、これである。これらの権利を確保するため、政府は男子の間に樹立され、その権限は被治者の同意に基くものである。かゝる政

府の秩序正しき発展のうちに労働者の希望は横わるのである。

われわれは時代の要求に應じ、産業的大量生産制の發達と運営との上において「労働」が完全に分れられるので、労働者が次第に、しかも確實に機械によつて吸收され統制されるような状態が最も出されるものと信ずる。

われわれはこれらの状態が全く正義の精神と人類の要求に反するものと信ずる。われわれは相互的防護のために組織する労働者の権利が偉大な産業の最高峰に達する産物であり、それはこの産業の力が増大した證據であるのみならず我々の文明諸國において経済的社會的に變化した證據でもあると信ずる。われわれは「組織労働」と「組織的經營」とが、共同的努力を通じて、會議の仲介による諒解を基礎とした、相互に満足的な有益な使用者、被使用者間の關係を維持する能力があり且つこれを維持する義務を社會に對し負つてゐるものと信ずる。

労働者は組合が組織された場合に經營者側の機能を奪つたり、會社の取締役會に地位を得ようなどとはしない。労働者はその組合を通じて單にその權利を要求する。經營者側はその事業に幾千ドルかを投資する。労働者側の投資は彼れの筋力や血液や生命である。組織的労働者は彼れやその妻や家族が消費する食物の量、彼れの子供達に與えようとする教育の程度、彼れ等が着ようとする着物の種類と量ならびに彼れ等の生存そのものなどに影響する決定が行われる際經營者側と共に會議のテーブルに

座ろうとしているのである。彼等は近代的機械によつてその生産が増大するに順じて漸次労働時間を短縮することを要求する。

彼等は新しい機械の採用と技術的方法の改善により節約された部分を経営者側と労働者側との間で平等に分配することを要求する。組織労働者は解雇された者が他の仕事場で新たに發足することができ、或るよう適宜な解雇手当をもらうことを要求し、社会が新しい熟練のために彼れを訓練しようとすることを要求し、また社会が社会法を改正することにより生ずる、進歩は意味するが避け難い産業的轉換による罪なき、餘分の受難者のために備えることを要求する。

第一條 名 稱

本團體はアメリカ労働車、航空機、農具労働者連合 (UAW) たる國際組合と稱し、以下單に國際組合と稱する。

第二條 目 的

一、労働条件を改善し、より短い時間とより高い賃金の調一的の制度をつくり、且つ本國際組合の管轄の下に在る労働者の利益を保護すること。

- 二、宗教、人種、信條、皮膚の色、政治的所屬または国籍の如何を問わず国際組合の管轄権の下に在る一切の労働者を一つの團體に結合すること。
- 三、工場内における衛生状態と作業条件を改善すること。これらの必要な改善を達成するために、われわれは會議室と協約とを利用することを誓う。またはこれらの改善が本國際組合の管轄権の下に在る労働者のために正義を確立することに失敗するときはストライキ行動を主張し、支持すること。
- 四、労働運動の歴史についてわれわれの組合員を教育し、智識あり見識ある組合員を養成すること、候補者の選挙のため乃至一切の労働者に關する改正立法の通過のために投票し努力すること、現行法を實施し、労働者にとりて不當な現行法の廢止のために努力し、使用者と政府とが經費を負担するような眞の社會保險特に失業保險の確立を目的とする全國的規模の立法のために努力すること。
- 五、全労働運動の強化のため産業別組合會議ならびにその他の國際的組合に加盟している自治的國際組合として行動すること。

第三條 規約

本規約は、一九四四年九月十一日に招集されたグラッド、ラビッツの大會において改正され、且つ今後改正されることあるべきも、アメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合の最高の法規

であり、且つ將來の大會において代議員の多數決でこれを改正することができる。

第四條 國際組合の本部

國際組合の本部はミシガン州デトロイト市にこれを置く。

第五條 管轄範圍

本國際組合は部分品（工具、メイスその他を含む）の製作に従事しならびにこれらの部分品を農場、自動車、自動的推進機、航空機および器具に組立てることに従事する一切の労働者（事務所の事務、販賣、配分、保全その他國際執行委員會が産業別組合會議の管轄権委員會に従い決定する産業部門に従事する被僱者を含む）に對し管轄権を有する。本國際組合の管轄権は最高且つ最終的のものである。

第六條 組合員資格

- 一、本國際組合は本國際組合の組合員たる資格ある労働者から成る。
- 二、本國際組合の組合員となる資格ある者にして本規約の序文に掲げた本國際組合の原理原則に反する團體に加盟していないものは、その使用されている工場に對して管轄権を有する單位組合の組合

員たることを申込むことができる。申込者は申込當時該工場における現實の労働者たることを要する。本國際組合の單位組合の組合員たんとする一切の申込者は本國際組合の提供する申込用紙に掲げられる一切の記載事項に書込みをなし、且つ本國際組合の一切の規則および規約を遵守する契約に署名することを要する。かくして受理された一切の申込はこれが審議のため單位組合に付議され、且つ能う限り速かに（尤も單位組合の會計主事が申込を受理した日から六十日以内でなければならぬ）處理される。

三、申込の受理にもとづき組合員たる資格は組合費を納めた月の第一日から發生する。

四、組合員たんとする申込が單位組合で拒否されたときは三十日を經過した後でなければこれを再び審議することができない。

五、組合員たることの承認の通告を受けた後四週間以内に入會のため出頭しない候補者は正當にして充分な理由なければその納入したすべての金額を喪失する。

六、各組合員が署名した原申込書はこれが記録のため單位組合に保管され、且つその納入した一切の金額の正式領收書は新規の各組合員に交付される。一切の領收書は正副二通作成し、正本はこれを組合員に交付し副本は單位組合がこれを保管し國際組合の要求にもとづきこれを提示しなければならぬ。

これらの領收書は國際組合の會計主事の文書による承認があれば單位組合の會計検査後これを破棄することができる。

七、新規の組合員は、國際組合の事務所が單位組合の會計主事から月報を受け取るまでは、その國際組合の事務所に登録されないし、また入會金または頭割り組合費（前掲、参照）を受理されない。

八、ある理由のため組合員を除名する單位組合は國際組合の會計主事に通知するを要し、後者は直ちにこの事實を一切の單位組合に通知するを要する。單位組合により權利を停止されまたは除名された者は、かゝる者に對する一切の要求または罪責が單位組合との間で満足的に解決され、且つその趣旨の通知書がかゝる者を加へしめんとする單位組合に到達されるまでは、他の單位組合の組合員となる資格がない。

九、いかなる組合員も國際組合の二單位組合において同時に組合員たる資格をもつことはできない。尤も國際組合の執行委員の許可をうけたときはこの限りではない。組合員にしてその屬する單位組合により代表される一工場に勤務しそれから賃金を受けている間に他の單位組合により代表される工場において勤務しようとする者または車庫機械工單位組合の管轄下に在る仕事を遂行しようとする者はかゝる他の單位組合から「作業許可證」(Work Permit)をうけることを要する。合同の單位組合の場合には、一單位の管轄下の工場において勤務している間に他の單位の管轄権

下に在る工場において労働せんとする者は合同的単位組合の方針に従いかゝる他の単位から「作業許可証」をうけることを要する。

九六

十、部局の長として会社の方針を指導しまたは労働者を雇入れたる権限を有する者が入會の申込をしてもこれを受理してはならない。かゝる地位に昇進した組合員に對しては本規約第十七條に従い、単位組合から直ちに退職カード（前掲、参照）を發行するを要する。組合員にしてその同僚たる労働者と共に労働している場所で重要ならざる地位に昇進し、且つ被労働者を雇入れたる解雇することによる懲戒権を有しない者は単位組合の裁量をもつて単位組合の組合員たる資格を維持することができる。

十一、入會申込に少しでも疑問のあるすべての入會申込者の氏名は「公的刊行物」でこれを公表することができる。氏名の公表があつた入會申込者は、かゝる公表後三十日以内は組合員たる資格をうけられない。

十二、完全資格組合員（前掲、参照）にして災害または疾病のために全部的に能力を喪失したものに對しては、その単位組合の裁量で以て能力喪失の期間中繼續して組合費免除組合員たる資格を與えることができる。かゝる免除組合員たる資格を表示する適當のカードは國際組合においてこれを準備し、且つ単位組合の要求にもとづき實費でこれを提供することを要する。

十三、單位組合のすべての組合員はまた本國際組合の組合員であり、本國際機關ならびにその司法に構成された諸機關の命令、規則および決定に服することを要する。

第七條 管理の権限

國際組合は次ぎの方法でその組合員により管理される。

(イ) 最高裁判所は各單位組合の組合員が民主的に選定した代議員から成る國際組合の大會とする。

(ロ) 大會と大會との間の期間は、最高機關は國際組合の執行委員會であり、この執行委員會は少くとも三ヶ月に一回會合する。

(ハ) 國際組合の執行委員會の各會議の間の期間は、國際組合の管理は國際組合の會長に付與される。國際組合の會長は國際組合の執行委員會の各會議の間の期間における組合の管理のため國際組合の規約および措置ならびに國際組合の執行委員會の決定に従い、國際組合の執行委員會に對し責任を有する。極めて重要なすべての事項に關しては、國際組合の會長は他の國際組合の執行役員と協議することを要する。國際組合の會長はその措置を國際組合の執行委員會に報告することを要し、右執行委員會はこれを承認し、または拒否する。

(二) 國際組合の會長の欠席または能力喪失の場合においては、その職務権限は國際組合の會計主
事がこれをとることを要する。

九八

第八條 大 會

一、國際組合は一九四五年九月第二月曜日の午前十時に、前大會により指定された場所で大會を開く。
たゞし右大會の開催期日は國際組合の執行委員會の採擇する決議にもとづき八月中にこれを早める
ことができる。

二、國際組合の大會の議事は次の順序で行われる。尤も大會が別段の命令をなすときはこの限りで
はない。

- 一、開會の宣言
- 二、資格審査委員會報告
- 三、大會の規則の朗讀
- 四、任命委員會
- 五、通信および議案
- 六、決議案その他

七、諮委員會の報告

八、役員および執行委員會の報告

九、役員の指名および選挙

十、未了事務

十一、新規事務

十二、閉會

三、國際組合の大會に議席を有する代議員の二十五パーセントは定員数を構成する。いかなる議事も定員数の者が出席するに非ざればいかなる大會においてもこれを上程しまたは審議することができない。大會においてその最終日に定員数をえられない場合においては、大會の一切の未了事務は國際組合の執行委員會に付託される。

四、國際組合の臨時大會は、(一)國際組合執行委員會の三分の二の表決により指令されるとき會長により招集される(または會長がこれを招集することをえない場合には委員會が指定する他の執行委員會委員が招集する)。(二)五つの州または縣における少くとも十五の單位組合(尤もその組合員が合計して最近の大會に報告された組合員總数の二十パーセントより少くないことを要する)からの要求にもとづき組合員の總員投票により、招集される。臨時大會を要求する單位組合は何故大

會が望ましいかその理由、大會の場所および期日ならびに投票用紙を郵送してこれを送り返してもらう期日を示さなければならない。國際組合の會長または執行委員會により指名された者は臨時大會の招集狀を發送し、上述の理由並びに總員投票のため各單位組合に提案を移譲し回答をうける場所及び期日を示す任務を有する。かかる大會に對する賛否はこれを公表し、一切の單位組合に發送することを要する。すべての單位組合は臨時大會を招集する問題について必ず秘密投票を行うことを要する。すべての單位組合は單位組合の手續に従い秘密投票によりこの問題についてその決定を表明することを要する。單位組合の選舉委員會は投票數を表に作り、單位組合の表決を國際組合の會計主事に送付することを要し、會計主事は回答期日の到來後、三十日以内に各單位組合の「賛否」を「公的刊行物」に公表する。すべての單位組合において投票する組合員の大多數が臨時大會に賛成であるときは、臨時大會は必ずこれを開催することを要する。單位組合は臨時大會に出席することを希望する有資格代議員を選定することを要する。臨時大會における單位組合の代表は定期大會を規律すると同一の頭割の基準にもとづくことを要する。

五、國際組合の大會へ出席する代議員は所屬單位組合から秘密投票により選出される。各單位組合は組合員二百名以下につき一代議員とし、次ぎの三百名またはその過半数について一代代表議員を増加しさらに八百名またはその過半数を増す毎に一代議員を増加する。ただし合同的單位組合は組合費

を納入している平均百五十名以上の組合員を有する製造單位の數だけの代議員を選出し、且つ百五十名以上の製造單位は大會に出席するそれ自體の代議員を選出することができるしまた百五十名未満の製造單位は合同して離部門として投票することができる。

六、合同の單位組合の各製造單位は、合同の單位組合を通じて製造單位から納入される頭割り組合費の額に比例して代議員數の割當をうける。かかる割當により製造單位から取殘される分子は單位組合合同會議 (Local's Joint Council) が存在するときはこれに割當せられる。すべての各分子の全體を代表する代議員は八百名またはその過半数毎に一名の割合で選出される。單位組合の有資格組合員はその製造單位で指名を申請しない限り、合同會議でこれを指名し選出することができる。合同の單位組合の製造單位を代表する代議員として指名される資格をもつためには、組合員はかかる製造單位の構成員たることを要する。

七、各單位組合は最初の百名以下について一票、さらに百名またはその過半数を過す毎に一票を有するが尤もいかなる代議員も八票を超える投票數をもたない。投票數は各單位組合の被選出代議員間に平等に振り當てられるが、たとし合同の單位組合は單位組合の決定するところに従い八票以内の投票數を有する代議員にその票數を振り當てることができる。合同の單位組合の各單位の票數の全數は、本規約第八條第九項により單位組合が權利を有する全票數を超えてはならない。

八、単位組合はその希望するときは代理代議員 (alternate delegate) を選出することができる。

代理代議員の数は正規代議員の数を超えることはできない。単位組合は代理代議員が正規代議員に代る方法と順序とを定め、且つ資格審査委員会に通知することを要する。正規代議員がその選出された方法でその単位組合から解任されるかまたは職務をとること不可能なときのみ代理代議員がこれに代ることができる。

九、各単位組合における組合員の数は本條の適用上一九四四年六月から次ぎの大会の少くとも二ヶ月前また多くとも三ヶ月前までに単位組合が国際組合に納入した月當り頭割り組合費の平均数によりこれを決定することを要する。単位組合から納入する頭割り組合費は正規の方法でこれを受領することを要する。

十、定期大会または臨時大会招集の少くとも六十日前、国際組合の會計主事は大会招集状を發し、且つ一切の単位組合に反對の色の委任用紙正副二通を提供すべく、それには所定の事項を記入しなければならぬ。各委任状の原本は代議員または代理代議員がこれを保存し、副本は国際組合の會計主事に送達する。委任状は大会の招集期日の十五日以前に受取られるようにしなければならない。

十一、いかなる組合員も大会が開かれる月の第一日の直前十二ヶ月間本国際組合において引續き完全資格組合員であり、且つ大会が開かれる月の第一日の直前三ヶ月間その単位組合の組合員であつた

者でなければ単位組合派遣の代議員となる資格がない。本項の適用上組合員は本規約の規定に従いその組合費を納入しまたは失業時免除證 (out of work receipts) (譯者註、後出、一二五頁参照) をもつてなければならない。

十二、単位組合は大会において代表権を有するためには、大会開催前少くとも三ヶ月間国際組合に加盟していたことを要する。新規の単位組合は大会が開かれる月以前に少くとも二ヶ月間完全な頭割り組合費を拂込んでいたことを要する。かゝる新規に加盟許可をえた単位組合が少くとも十二ヶ月間現存していたときは、右の十二ヶ月間に国際組合に納入した月當り頭割り組合費の平均数を基礎として完全に代議員の創設をうける権利がある。合同的単位組合にして一年以上に亘り職場の組織があり、且つ別個の加盟許可證をもつている場合にはその単位組合は新規の単位組合と認められない。合同的単位組合内の単位組合又は職場組織を代表する組合員は、大会前十二ヶ月存在していなかつた場合には本條第十一項の適用を免除されるが、たゞしかゝる組合員は加盟許可證の發行または受領後三十日以内にその単位組合または職場組織の組合員となることを要する。

十三、国際組合の役員および国際代表者は単位組合から適法に権限を委任された代議員でなければ、国際組合の大会において發言権は有するも投票権をもたない。被選挙資格ある組合員は国際組合の大会に對する代議員たる与否とに拘わらず役職にこれを選挙することができる。

十四、大會で審議すべき一切の決議案、苦情および規約改正案の寫しは、大會期日三週間以前に國際組合の會計主事にこれを送付することを要する。これらの寫しは次いで會計主事がこれをえりわけ、適當の委員會の議長に配布する。

一〇四

十五、國際組合の執行委員會は出席代議員の委任状中から規約委員會を選定することを要し、この規約委員會は大會々議の少くとも二週間前指定された場所で會合する。この規約委員會は國際組合の役員や執行委員や單位組合が提出した規約の變更または追加に關する一切の勸告をとりあげる義務がある。この規約委員會は規約の改正を發案する権限を有する。

十六、國際組合の執行委員會は代議員の委任状中から資格審査委員會を選定することを要し、この資格審査委員會は大會の少くとも十日前會合する。この委員會は國際事務局が受領したすべての委任状を審査し、且つ代議員およびその代表する單位組合の資格を調査する。この資格審査委員會は大會に出席するため選出された代議員の委任状の正本をとりけり且つ大會の開催に當り報告することを要する。

十七、國際組合の執行委員會は各國際大會に對する代議員の委任状中から七名以上の委員から成る決議案委員會を選定し、この決議案委員會は大會開催の少くとも十日前に會合する。この決議案委員會は本規約によりこれに付託される決議案を審議する任務を有する。この決議案委員會は大會に提

出すべき決議案を提案する権限を有する。

十八、国際組合の執行委員会は各国際大会に對する代議員の委任状中から、大会の充分な活動を促進し、遂行するに必要なその他の若干の委員会を選定する。かかる委員会は大会開催の二日前までに會合する。

十九、大会におけるすべての委員会の委員数は奇数とし、且つ十一名以内たることを要する。

二十、国際組合の會計主事による大会招集状の發送に伴い、各單位組合は大会に對するその代議員の指名請求状を各組合員に發する。單位組合は代議員の指名が行われる日以前に定期會合または臨時會合において選挙委員会を選定する。被指名者の名簿は組合員がこれを閲覽し得るようになしなくてはならない。候補者は選挙委員会において働いたりまたは抗議者（註）もしくは立會人として行動してはならない。

（譯者註）

抗議者（challenger）とは投票用紙が不正のものでないかまたその用紙に記載してある候補者の氏名が間違っていないかなどという問題をとりあげ調査する人をいうのである。

二十一、組合員は指名の時と場所および選挙委員会選挙の時と場所とについて少くとも七日前に豫告される。選挙委員会は選挙手續に關する限り、一切の詳細事項を取扱い、且つ公平な選挙を確保するに必要な措置をとることを要する。單位組合の選挙委員会で定めた指名方受付期日後は、いわゆ

る「書入れ」候補者(註)の選挙は適法とみとめられない。

投票場は単位組合の一切の組合員が投票する機会を有するよう一日乃至それ以上の日数に十分な時間の間これを開いておかねばならない。

(譯者註) 書入れ候補者 (sticker or write-in candidate)

組合員が正式候補者でない者を投票用紙に書入れる場合にかゝる正式でない候補者のことを書入れ候補者という。

二十二、代議員の指名の日と選挙が行われる日との間には少くとも七日経たねばならない。すべての

組合員は右選挙の時日と場所ならびに投票を行う時間について適當に豫告される。

二十三、代議員はこれを任命するものではなく、且つ選挙は組合員の秘密投票によることを要する。

第九條 組合役員の政治的要件

國際組合の役員、國際組合執行委員会委員、國際的代表者および単位組合役員は就任の日からその住居の存する地域における公職者のための選挙において登録し且つ投票することを要する。たゞしかゝる者がその地域の法規の下に被選挙資格があり、且つ登録し投票することが身體上可能である場合に限り。本項の違反は本規約に定められる手続に従い懲戒に處せられる。

第十條 役員および選舉

- 一、國際組合の役員は國際會長一名、國際會計主事一名、國際副會長二名（副會長の職務は國際會長を補佐するにある）ならびに大會で決定するが如き員數の國際執行委員會委員から成る。
- 二、國際執行委員會委員は國際規約で定められた地理的地域内の地區においてこれを指名し選舉する。かゝる地區の單位組合から選ばれた代議員のみ國際執行委員會委員を指名し、これに投票する。一年間引き續いて完全資格組合員であり、且つ單位組合の存する地區内に在る工場で少くとも九十日勞働日働いた者は何人でも被選舉資格がある。かゝる組合員は立候補しようとして選定する區の代議員により選舉される。ある地域内の區の編成を變更するには國際執行委員會の三分の二の表決を必要とする。
- 三、一切の被選舉役員の任期は次ぎの大會までの期間とし、且つ任期は就任と同時に始まる。
- 四、一切の被選舉役員の指名および選舉は大會の正規の議事の順序でこれを行い且つ選舉は投票する代議員の多數決でこれをきめる。副會長の地位については、各地位につき各別の選舉で候補者を指名し選舉する。一地位に對し三名以上の候補者が指名され、且つ一人の候補者も多數投票を得られない場合においては、最少の投票數を得た候補者は除外される。この手續は一人の候補者が多數投票を得るまで繰り返される。

(三) 地区の投票力は国際執行委員会の各四半期会議の十三ヶ月前に始まる十二ヶ月を通じ各地區からの平均月額額割り組合費を基礎としてこれを算定する。臨時執行委員會議における執行委員の投票力は前回の定期執行委員會議における同一の基準とする。

(ホ) 國際會長、國際會計主事および國際開發會長は同一の投票數を行使するのであつて、右は執行委員會の各側の委員の行使する最大投票數に等しかるべきである。

(ハ) 國際執行委員會の委員はその投票を代人をもつて行うことができる。

十四、次ぎに掲ぐるは地理的地域と國際組合の各地域に對する國際執行委員會の委員數である(註)

(譯者註) こゝでは例へばミンガンは七票、オハイオ、ウニスト、ウアーヂニア等は三票というが

如く地域と票數とを掲げている。

第十一條 俸 給

一、國際會長、國際會計主事、國際開發會長および國際執行委員會委員の俸給は各役員がその任期中とつた職務に對する取りとして次ぎの如くである。

國際會長 年額九千ドル

國際會計主事 年額八千五百ドル

国際副会長 年額七千ドル

国際執行委員会委員 年額五千ドル(註)

俸給は週給とする。

(譯者註) これらの額は現在では多少思つてゐるようである。

二、国際会長、国際會計主事、国際副会長および国際執行委員会委員はその職務にその全時間をそそぐべく、且つ国際役員として選出された後九十日を超えて単位組合、地域會議またはその他の附屬的機關の役員として勤務することができない。

三、国際執行委員会委員は国際執行委員会の決定に従ひ国際会長の一級指揮の下に勤務することを要する。

四、国際会長、国際會計主事、国際副会長、国際執行委員会委員および国際代表者は組合事務のため旅行するときまたはその正常に指定された本部事務所を離れるときはその目的地への最短路程を往復するための一等運賃と一日十二ドルまでの宿泊費および附隨費とを與えられる。右の外これらの役員が本國際組合のための組織費を要するときは、かゝる組織費は當該支拂項目様式を以てこれを提出することを要し、尤もかゝる項目の支拂は国際執行委員会の監督下に在るものと解さるべきである。国際執行委員会委員および国際代表者の經費勘定は嚴格に項目に掲げられ、検査をうくべく、

且つこれらの勘定は關係單位組合の團體に供さるべきである。

五、國際執行委員會の監督の下に勤務に服する國際組合組合員の手當は損失時間につきその稼働能力に等しい金額たることを要し（尤もこの手當は一日十ドル以上とする）、また國際代表者についてはその週給なみとする。

六、國際執行委員會の裁量を以て、國際代表者は一週六十ドル以上九十ドル以下を支給される。

七、組合員はだれでもその家庭から離れて職務を遂行することを國際組合により要求されるときは、上述の額の外その目的地への最短路程を往復するための一等運賃と一日十二ドルを超えない宿泊費および附隨費とを與えられる。たゞと一切の場合において各項目別の勘定書を國際會計主事に差し出すことを要する。

八、國際會長、國際會計主事、國際副會長および國際執行委員會委員はその最初の選出の際自己と家族との旅費およびその家から就任地への家具の移動ならびに任期終了で歸還する際における前記の費用を給される權利を有する。

九、國際役員、國際執行委員會委員、一年間勤務する國際代表者および本國際組合で一年間勤務する各常備被備者は毎年二週間の有給休日と與えられるが、かゝる休暇は彼れ等の職務の通常の遂行を阻害するものであつてはならない。休暇を與えるため凡ゆる措置をとるべきも、職務が繁忙なため

かゝる休暇を與えまたはとることが不可能と思われるときは二週間の給料に等しい休暇手當を支給される。

十、國際組合において勤務し全時間有給の仕事をもっている者は何人でも同時に組合における他の有給の地位に就くことができない。

第十二條 國際執行委員會の職務

一、國際執行委員會は國際大會の指令を遂行し、且つ本規約の規定に従い、大會と大會との間の期間國際組合の最高の機關であり、且つストライキを許可し、加盟許可證を發行し、本規約の違反に對しすべての所屬團體を處罰する權限を有する。

二、國際執行委員會は加盟許可證を取消し、且つ次ぎの二つの方法で所屬團體を改造する權限を有する。

(イ) 所屬團體内でその存立を脅かす虞ある争議または状態が存在する場合には國際執行委員會は多數決をもつて、完全資格組合員が郵便で通知された後三十日以内に臨時選舉を行うことを命ずることにより所屬團體を改造することができる。いかなる事情があつても、かゝる臨時選舉は一所屬團體内において一年間に二回以上行うことができない。この規定の下に、所屬團體の被選舉役

員は選挙が行われるまで引き続き職務をとることを要し、且つ再選挙に立候補することができる。国際執行委員会は単位組合選挙委員会と協力するため二名の代表者を出すことができる。

(ロ) 本規約もしくは本国際組合の規則に對する違反の場合または所屬團體でその組合員の福祉もしくはその存立に影響する争議が存する場合には、国際執行委員会は三分の二の多数決を以て、事情を聴取した後加盟許可證を取消しまたは役員を解職處分に附し、且つその事件が適當に調整されるまで所屬團體を監督することができる。役員が解職の場合においては、新役員を選挙は指令の日より六十日以内にこれを行うことを要し、これにもとづき所屬團體は本規約によりその自治をとりもどされる。

三、国際会長、国際會計主事および国際副会長は国際執行委員会の委員であり發言權と投票權とを有する。

四、欠員ある場合には、執行委員会は第十條に従い、次回大會までにこれを補充することを要する。

五、執行委員会は本規約に適合しないところの所屬團體の規約を廢止することを要する。

六、執行委員会はすべての加盟許可證および国際組合の所屬團體を活動させるに必要な支給金を提供することを要する。

七、執行委員会は大會と大會の間の期間本規約の解釋に關する一切の問題を決定することを要する。

- 八、執行委員会は本規約で定められた方法で、国際組合の所屬團體の決定にもとづくすべての要求、苦情および提訴を裁断することを要する。
- 九、執行委員会は年四回國際會計主事の書類および計算書を入認會計士の監査に附し、且つその報告は完成次第速かにすべての加盟單位組合に添付することを要する。またこれには各單位組合に對する國際組合の四半期活動報告ならびに國際執行委員會の措置についての概要および説明を同封することを要する。國際會長はすべての單位組合に對し公的刊行物をもつて國際組合の活動に關する四半期報告を發表することを要する。
- 十、被選舉役員が査問手續により有罪とみとめられ免職されるときは、本規約に従い欠員を補充することを要する。
- 十一、三名の國際執行委員會委員の文書による要求にもとつき、國際會計主事はかかる要求をうけた後四十八時間以内に臨時執行委員會を議開問題に關し國際執行委員會の意見を聽かざる。かかる會議の開催に對し多數が賛成表決をしたときは、會長は五日以内に執行委員會を招集することを要する。國際會長が所定期日以内に執行委員會を招集すること能わざる場合には、國際會計主事または豫め執行委員會により指名された執行委員が會議を招集する。
- 十二、前回の大會において選舉された國際執行委員會委員の數の三分の二は定足數を構成する。

十三、國際執行委員會の多數決によりてのみ執行委員會議を延期することができる。

十四、國際執行委員會は本規約で定められるが如き部を設ける。國際執行委員會は三分の二の多數決票あるときは、本國際組合の事務またはその組合員の福祉を促進するため更に部を増設することができる。國際執行委員會は組合員中に適當な人がいないときはかかる各部のために國際組合の組合員にあらざる専門家を雇い入れることができる。

十五、國際執行委員會は本規約に定められるところに従い、單位組合の組合員から賦課金を徴収する権限を有する。

十六、國際執行委員會は單位組合の組合員に對し國際的賦課金の納入を免除することができる。たゞしかゝる免除の申請は賦課金の納入期日前國際執行委員會にこれをなすことを要する。

十七、國際執行委員會がストライキを承認したときは、ストライキ中の組合員に對し國際組合の財源および責任と一致する一切の財政的援助を與へることは國際執行委員會の義務である。

十八、國際組合の單位組合の會計役員（組合長を含む）は國際執行委員會が決定する方法と機關により保證金（譯者註、前掲参照）をかけられる。

かかる會計役員はその利用し得る資金の少くとも七十五パーセントに當る金額で強制的に保證金をかけられる。尤も右の金額はいかなる場合においても千ドル以下ではない。

十九、國際執行委員會は使用者と被傭者との間の爭議を調整し且つ本規約に従い使用者と協約をつくる権限を有する。

二十、國際執行委員會は國際役員または代表者（譯者註、第十四條參照）の措置を取消することができ

第十三條 國際役員の職務

國際會長

一、國際會長は國際大會のすべての會議および國際執行委員會のすべての會議において司掌する。會長は國際組合の利益を保全促進するに必要なその他の職務を遂行し、且つその活動狀況を四半期毎にすべての單位組合と公的刊行物を通じて一般組合員に報告する。會長はその活動狀況について承認または拒否をうけるため國際執行委員會の四半期毎の會議と國際大會とに報告する。

二、國際執行委員會の會議と會議との間の期間に、會長は國際執行委員會の指令を遂行し、且つ本規約の規定の範圍内で本規約の活動を指揮する全權を有し、且つその活動を國際執行委員會の四半期毎の定例會議に報告することを要する。

三、本規約で定められまたは國際執行委員會により表決されるところに従い、會長は本國際組合の活

動を代表しまたは指揮するためある被選挙役員を指定する。

一一八

四、国際会長は被選挙役員がその職務に怠慢であり、または不正直な行動を犯したと確信するときはその役員からその指定した職務を撤回する権限を有する。かかる職務指定の撤回はかかる役員の投票または給與を停止する結果とはならないのであつて、かかる権限は専ら本規約に定められるところに従い国際執行委員会に存する。職務指定の撤回をうけた役員は国際執行委員会を招集するため第十二條第十一項に掲げた手續をとることができる。国際執行委員会が原職務指定を確認するとき、会長はこの指定を再び停止してはならない。

五、会長は随時必要とみとめる代表者を任命するが、かかる任命は国際執行委員会の承認を条件とする。会長は代表者が職務の遂行上怠慢であつたり、不正直の行爲を犯したりしたときまたは本国際組合の財政を保全するためかかる代表者を解職することができる。たゞし次回の国際執行委員会の承認をうけることを要する。

六、会長は、国際執行委員会にその推薦状を提出した後、本国際組合の各部が充分活動するに必要な法律的、技術的又は専門的助力者を雇い入れる。尤も国際会計主事の部ではこの限りではない。

七、会長は国際事務同職員のすべての欠員を任命によつて補充する。尤も本規約に別段に規定あるような国際会計主事の部ではこの限りではない。

- 八、會長は争議または異議のある問題を決定するが、尤も本規約で定められる手續および條件による事件はこの限りではない。また會長の一切の決定に對しては、第一に國際執行委員會に、それから大會に上訴することができる。國際會長の決定に對する上訴狀は決定の日より三十日以内にこれを國際會計主事および國際會長に提出しなければならない。
- 九、會長は組合員の利益を保護するに必要であると認めるときは關係ある所屬團體の役員に適當に通知しまたはこれと協議した後協議會または單位組合の臨時會議を招集する權限を有する。會長はかかる職務をその指名する國際役員または代表者に委任する權限を有するが、尤もかかる權限の委任狀には會長が署名し且つ國際組合の印章を押すことを要する。
- 十、會長は産業別組合會議（C、I、O）のすべての大會において代議員となる。
- 十一、會長は必要あるときは國際執行委員會の定例および臨時會議を招集する。
- 十二、會長は國際組合に對する入會金および頭割り組合費に關する地區的または地域的免除が本國際組合の發達に貢獻しまたは利益を保全すると認めるときは、國際執行委員會の承認を得てかかる免除を與ふる權限を有する。
- 十三、會長は國際執行委員會の指令を遂行し、且つ本國際組合のすべての部に對し一般的監督を行うため本國際組合の事務に全時間を獻げることがを要する。

十四、會長はその任期中、本國際組合の本部が存する都市内にその住所を置くことを要する。

一一〇

國際會計主事

十五、國際會計主事は國際大會および國際執行委員会のすべての會議に出席することを要する。會計主事は國際大會および國際執行委員会の議事を記録せしめる。會計主事は國際會長の職務に屬する書類を除くの外すべての帳簿、書類および動産を保管することを要する。會計主事は國際組合に納入されるすべての領收書を發行し、國際執行委員会が他に別段の命令をなす場合を除きすべての勘定および經費を支拂ふことを要する。すべての經費は國際會長が正當とみとめたとき裏書きをし、小切手でこれを支拂う。國際會計主事はその事務所が發送しおよび受理する一切の重要な通信の寫しを保管することを要する。會計主事は各役員および被儲者の經費ならびに本國際組合に屬するすべての金銭の領收および支拂の明細書を國際執行委員会に提出することを要する。

十六、國際會計主事は本國際組合の資金の管財人であり、且つ國際執行委員会の監督の下に國際組合のすべての資金をある責任ある銀行に預金することを要する。會計主事は二十五萬ドルを超えるすべての資金を利子附「預金證書」を發行する銀行に投資しまたはかかる金額を合衆國政府の國債に投資することを要する。

十七、國際組合の印章は次ぎの字句のものとする、「CIO」に加盟し一九三五年八月二十六日加盟許

- 可證を附與されたアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合（UAW-CIO）本國際組合の印章には本國際組合の自動車、航空機、農具部をあらわす個案を附することを要する。國際執行委員会は右の規定に適合する印章を採用する権限を有する。國際組合の印章はその團體事務において組合員の利用に供するため國際會計主事により保管され、會計主事は印章または「アメリカ自動車、航空機、農具労働者連合」なる名稱の悪用もしくは模倣を防止するためあらゆる適宜な手段を講ずることを要する。會計主事はまた印章や國際的名稱、レツテル、徽章およびその他の財産を登録しまたは版權を取得するために必要な措置を講ずることを要する。
- 十八、國際會計主事はその職務の忠實な履行を確保するため保證金をかけられるが、その額は國際執行委員會がこれを決定し、國際組合がこれを拂い込む。會計主事は何時でもその指令し得る金額二十五萬ドル以上をもつていないことができない。
- 十九、國際會計主事は本規約で定められるその他の職務を遂行することを要し、または國際執行委員會においてこれに割り當てることができる。
- 二十、單位組合が本規約に定められる頭割り組合費および賦課金を届け出で且つ納入しないときは、國際會計主事はその事實を單位組合の組合長および管財委員會（Board of Trustees）に通知することを要する。

二十一、國際會計主事は國際組合の組合員の完全な記録簿を保存することを要する。

二十二、國際會計主事は國際執行委員會の同意を得てその事務所の事務を處理する必要な助手を使用する。

二十三、國際會計主事は標準的「作業許可」カード（譯者註、第六條第九項參照）を發行するが、それは實費で單位組合に供給される。かゝる作業許可カードはこれに記載される日の三十日後に取消されまたは更新される。單位組合による各作業許可カードの發行またはその更新のための料金は一ドル以上たることを要しその半額は國際組合に納付することを要する。作業許可カードの有効期間を決定するは單位組合の裁量にまかされる。ただし、いかなる場合においても作業許可カードは本規約第六條第九項に定められる場合を除き、連續的三ヶ月以上の期間いかなる労働者にも發行することができない。

二十四、國際會計主事は産業別組合會議（G.I.O.）のすべての大會において代議員となる。

二十五、國際會計主事は國際會長の欠席または能力喪失の場合には會長の職務權限を行うことを要する。

國際執行委員會

二十六、國際執行委員會委員はその選出された地區内のすべての團體的活動に對し直接の監督權を有する。

する。地理的地域内に二人以上の地区委員が居る場合には、委員の活動はその地区内の一定区域に限られ、その区域は國際執行委員會により明瞭に決定される。

二十七、執行委員會委員の活動範圍は國際執行委員會または國際會長の裁量をもつてその他の活動に向けられるに非ざれば、その地区内の職務に限られる。

二十八、執行委員會委員はその地区内で交渉されるすべての協約に署名する前にこれを審査し、且つその報告をそえてこれを國際執行委員會に提出し、できるだけ交渉委員會と爭議を交渉し、組合員の一被雇社のため有利な奨励立法を獲得するために行動することを要する。

二十九、執行委員會委員は、その地区内に地方協議會が設けられる場合にはできるだけその會議に出席し、かゝる協議會と協力することを要する。執行委員會委員はその地区内の團體的活動の報告を四半期毎に國際會長に提出し、且つまた國際執行委員會の承認をうけるため國際執行委員會の四半期毎の會議の招集十五日前これを國際執行委員會に提出することを要する。

第十四條 國際代表者

一、國際代表者の委嘱は國際會長がこれを承認し、署名しなければならぬし、且つ國際會計主事がこれに副署し、且つ國際執行委員會の承認を條件とする。

二、國際代表者は國際執行委員會の承認を條件として國際會長の權限の下に、且つ右代表者を指定した地域の國際執行委員會委員の直接監督の下に行動する。ただし他に別段の權限の附與ある場合はこの限りではない。

三、何人も一年間引き續いて國際組合の完全資格組合員でなければ國際代表者にこれを任命することはできない。

四、任命された國際代表者は國際執行委員會または國際會長（國際執行委員會の承認を條件として）がこれを免ずることができらる。

五、國際代表者はかかる地位に在る間、單位組合の被選舉的地位の候補者として選舉される資格もないし、またかかる地位に就くこともできない。ただし國際代表者は國際組合または産業別組合會議における被選舉的職務に對する候補者としてまたは國際大會もしくは産業別組合會議の大會に對する代議員候補者として選舉される資格がある。

第十五條 會計年度

國際組合の會計年度は毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日に終る。

第十六條 入會金、組合費および賦課金

一、入會金（そのいかなる部分も單位組合の罰金として考へることをえない）は國際組合の單位組合の各組合員について二ドル以上十五ドル未満とする。各入會金のうち一ドルは國際會計主事に送達することを要する。

二、すべての組合費および賦課金は毎月一日以前に單位組合の會計書記に納付することを要する。各組合員が納付する組合費は一月當り一ドルとする。毎月の組合費中五セントはストライキまたは工場閉鎖の場合に使用する特別資金として單位組合がこれを別にしておくことを要する。毎月の組合費中二セント半は本規約第二十六條に掲ぐる教育的又は慰勞的目的としてのみ使用する特別資金として單位組合がこれを別にしておくことを要する。

三、單位組合により要求される期間（いかなる場合にも二ヶ月以上たふことをえない）組合費または賦課金を滞こらせた組合員（組合費は給料から控除されるが賦課金は控除されない工場における賦課金を除く）は單位組合によりこれが納付を正式に免除される場合を除き、自動的に組合員たる權利を停止され、且つ復權費およびその權利を停止した單位組合により課せられるその他の罰金を納付することによつてのみ復權することができる。「失業時」免除證（註）をうけとつた組合員は再雇儲されるときすべての賦課金を納付しなければならない。

（譯者註）失業時免除證（Out of Work Receipt）

失業時免除證とは失業した組合員が定期の組合費を拂うことを免除され、しかも完全な資格を維持していることを示す書きつけである。ある組合は失業せる組合員のため低率の組合費を規定している。また他の組合は一時的失業であつても正規の組合費を拂うことを要求している。

四、復讐費は單位組合により課せられる正規の入會金を下らざる額とし、別にそれに加えて單位組合がその裁量をもつて決定するところに従ひ右の自働的權利停止の日かまたはその復讐の日かいづれかの日までの組合費滞納額一月當り一ドルと當月の組合費の一ドルと自働的權利停止當時納入すべきすべての未納賦課金と單位組合が徴收し得る罰金を納付しなければならない。

五、單位組合はその滞納について組合員に通知することができる。ただし單位組合が滞納について組合員に通知しなくとも、右はかゝる組合員が自働的權利停止を免除されることとはならない。

六、各復讐費一ドルと各月の遡及的組合費のうち四十セントとは國際會計主事に送付するを要する。單位組合が自働的權利停止の日から復讐の日までの期間について遡及的組合費を課さずして、かゝる期間を基礎とする罰金を科するときは、單位組合はかゝる罰金の一ドルにつき四十セントを國際組合に送付しなければならない。

七、かゝる組合員が單位組合により指定された時までには賦課金を納付しないときは、かゝる組合員は自働的に權利を停止され、且つ本規約に定められるところに従ひ所罰される。尤も組

合費は給料から控除されるが賦課金は控除されない工場においては本條第十四項の規定が適用される。また尤も組合員が所定の時まで賦課金を納付せず且つ組合費を先き拂いした場合には、單位組合の會計書記は組合費を先き拂いにした最後の一月または數ヶ月に對するその組合費を賦課金の納入に充當することを要し、この場合においてはかかる月に對する組合費は自動的に棒引きされる。また尤もかかる場合においては、單位組合の會計書記はかかる組合費の賦課金への充當および組合費の棒引について、單位組合の帳簿に載つてゐる當地で組合員宛ての手紙をもつて、組合員に通知することを要する。

八、組合員が組合費または賦課金を不拂いのため權利を停止され、且つ單位組合の會計書記またはその他の役員がその後かかる金額を受けとつた場合でもその組合費または賦課金を受領したことは組合員を免責しもしくは復讐させまたは組合員の權利喪失および復讐に關する本規約の規定を排除するものではない。

九、すべての單位組合は組合費を納入する各組合員につき月當り四十セントの頭割り組合費を國際組合に納付するを要し、その内五セントは國際組合の公的刊行物たる「自働車労働者連合」(United Automobile Worker)またはその後継的目的のために別にしておくことを要する。二セントは國際組合教育資金として特別資金にしておくことを要する。半セントは國際組合のリクリエーション費

- 金として特別資金にしておくことを要し、その資金は頭割にもとづいて各地方に割り当てられる。
- 十、単位組合はその必要とみとめるときは、ある労働者が単位組合に納入すべき組合費を免除することができる。ただしかかる組合員は無料生活組合員たる資格を有する者を除き、組合費を納付する組合員とみなされ、且つ頭割り組合費はかかる組合員についてこれを納付することを要する。
- 十一、国際執行委員会は一歴年について一ドルを超える賦課金を徴する権限をもたない。賦課金は遡及してこれを徴することはできない。
- 十二、国際執行委員会が更に賦課金を課することが必要であるとみとめるときは、その賦課金を課する理由を記載し、且つ賦課金の承認を求めらるる通牒をすべての単位組合に送達することを要する。
- 十三、かかる賦課金は臨時に招集され、賦課金を審議するため適法に告知されたすべての単位組合の會議において出席した組合員の多数決で承認されたときのみこれを徴することができる。投票は秘密投票によらねばならない。各単位組合における投票表は国際會計主事にこれを送付しなければならぬ。国際會計主事はすべての単位組合からの報告にもとづいて、全投票を表につくり、公的刊行物にその表を掲げなければならない。すべての単位組合からの投票表が多数の賛成を示すときは、賦課金の賦課は直ちに有効となり、国際組合の全組合員に對し義務的となる。
- 十四、徴收されるすべての賦課金はその納付期日後のすべての組合費の徴收に先だちてこれを徴收す

る。組合費は給料から控除されるが賦課金は控除されない工場においては、所定期日内に賦課金を納付しなかつた組合員の繼續的完全資格性は破られたものと認められ、かかる組合員は賦課金を納付するまで一切の組合の選挙における投票権、組合においてある職務または地位を占める権利およびある資格において組合を代表するための代議員たるの権利を喪失する。なお単位組合は何時でもかかる滞納組合員を完全に権利を喪失したものと宣言する権利を有する。「失業時」免除證を有する組合員は再雇されたときすべての賦課金を納付しなければならない。

十五、國際會計主事は國際組合のために徴収したすべての賦課金を特別資金として保管し、徴収したすべての金額の完全な記録は國際組合の記録の一部たるべく、かかる記録は要求あるときは單位組合の委員会による監査のために提示しなければならない。

十六、國際組合のため徴収したすべての頭割り組合費、賦課金その他一切の金額は徴収の翌月二十日までに國際會計主事に送付するを要する。かかるすべての頭割り組合費、賦課金その他の金額は嚴格に國際組合の財産たるべく、いかなる場合においても單位組合がその一部でも使用することはできないが、尤も國際執行委員会の許可ある場合はこの限りではない。

十七、國際會計主事は、徴収されたすべての金額に對する會計主事事務所の正式領收書を發行する。

十八、失業した組合員は當月内に單位組合の會計書記にある方法で報告することを要する。かかる組

合員はかゝ失業期間単位組合の規定に従い組合費を免除され、會計書記は「失業者」(unemployed)又は o/w (out of work) なる印章を押した正規の證明書をかゝる組合員に發行する。たゞし、かゝる組合員は毎月または二ヶ月に一回郵便その他の方法で自ら會計書記に報告しなければならぬ。組合員が一時解雇(註)の前月までその組合費を納付していた場合でなければ、いかなる「失業」證明書も發行されない。

(譯者註) 一時解雇 (Lay off)

一時解雇は解雇 (Discharge) とは對照的なもので事業閉歇の間、または、工場で在荷や部品の不足のため閉鎖のやむなきに至るとき、労働者が一時失業者となることをいうのである。季節的閉歇が終り、または部品が利用できるようになり、事業が平常の状態に戻れば「呼び戻される」のである。通常協約では一時解雇が行われる前に経営者が豫告をし、組合に相談することを要すとしている。

十九、ある曆月中に四十時間工場で労働する組合員は「失業」證明書をうける資格がない。

二十、組合員にして組合費を先き拂いし、且つその後本規約に定められる「失業時」免除證をうける資格をもつに至つた者は、仕事に復帰するとき、かゝる先拂額を「失業時」免除證をうける資格ある月に代つて、將來の組合費として記入される。

二十一、單位組合は領收簿と國際組合が提供する正式領收用紙を使用しなければならない。すべての領收書は二通作成し、原本は組合員に交付し、副本は單位組合が保管し且つ國際組合が要求するときはこれを提示しなければならない。國際會計主事はもはや必要がなくなつたときは副領收書の破棄を命ずることができる。

二十二、天引き協約(註)または天引き取極めを有する單位組合は前項の規定を免除される。ただし會社は各組合員の給料簿または給料袋に控除の額およびその理由を明瞭に記載しておくことを要する(譯者註) 天引き (Cheque)

組合員各自の意思によりその貸金中から毎月の組合費を會社側が差引くことを書面で委任する組合費徴收制度。會社はかくして徴收した組合費の總額を組合の會計事務に銀行爲替または小切手にして渡す。また往々罰金、入會金、賦課金を天引されることがある。クローズド・シヨップまたはユニオン・シヨップ制が確立されているところでは、通常一般的天引制度のことが協約の中で規定されている。

二十三、頭割り組合費およびすべての賦課金を二ヶ月間に國際組合に完全に納付しない單位組合は、その單位組合が不足額を納付して復権するまでは自動的に権利を停止される。ただし本規約に定められるところに従い右金額の納付を免除される場合はこの限りでない。

二十四、單位組合にして國際組合に納付すべきすべての負擔金を納付しないものは國際大會において發言權または投票權をもたない。

一三二

第十七條 轉勤カードおよび退職カード

- 一、轉勤カードおよび退職カード（譯者註、前掲参照）は國際會計主事がこれを供給する。それは正副二通の様式で單位組合がこれを利用するのであつて、實費で販賣される。
- 二、工場から一時解雇され、且つ國際組合の管轄権外の仕事に正規に使用せんとする組合員は退職カードをうけとり、またはその單位組合において完全資格組合員たる資格を維持するためには毎月一ドルの正規組合費を納付することを要する。
- 三、國際組合の管轄権を離れる完全資格組合員は名譽退職カード（honorable withdrawal card）をもち資格がある。他の單位組合の管轄権の下に労働するため一單位組合の管轄権を離れんとする組合員は直ちに移動することを要求することを要する。たゞしこれは單位組合の規約上の職務をもつて居り不本意にその單位組合の管轄権を離れる組合員に適用しない。
- 四、組合員は、當月まで（當月を含む）組合費を納付しまたは失業時免除證を有し、且つ單位組合に對し何等の負擔金や負債がなくまたその未納の賦課金がないときは、退職カードをもち資格が

ある。

五、組合員は、その組合費を六十日以上滞納せず且つ單位組合に對し何等他の負擔金や負債がなくまたその未納の賦課金がないときは轉勤カードをもちろ資格がある。轉勤カードをうけるのは單位組合乃至組合員の義務である。

六、組合員にして他の單位組合に移動し、且つ先き拂いで組合費を納付した者は二重の組合費を要求されることはない。先き拂いで組合費の納付をうけた單位組合は、組合員の移動先きの單位組合にその組合費を送付しまたはこれを組合員にかえさねばならない。

七、會計書記は轉勤カードまたは退職カードを交付しまたは受けとつたときは、國際組合が定めた適當の様式でこれを國際會計主事に通知することを要する。

八、交付されたすべての轉勤カードおよび退職カードにはこれを交付した所屬團體の印章を押すことを要する。

九、所屬團體はその交付する轉勤カードまたは退職カードに對し最高二十五セントの料金をとることができる。

十、名譽退職カードの所持人がこれを紛失したときは、國際組合の國際會計主事に申出ることにより寫本をもらえるのであつて國際會計主事は調査するために充分な期間が経過した後一ドルでかゝる

寫本を發行する。寫本は正規の名譽退職カードとは別の帳簿から提供さるべく、且つその上には「寫本カード」なる字句を印刷しておく。紛失した名譽退職カードの寫本は、原カードを交付した組合の同意を得、且つかゝるカードを紛失した後三十日以内に届出である場合に限りこれを發行する。

十一、國際執行委員會は本團體の要件に適合する一様の形式の轉動カードおよび退職カードを作成する權限を有する。

十二、退職カードはこれを交付する單位組合において又は正當にして充分な理由により國際役員においてこれに期限をつけることができる。

十三、他の産業別組合會議（CIO）の組合から本國際組合へ移動する者は、かゝる組合における完全資格組合員たりし證據を示したときは、入加金を納付しないで、國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合に加入することができる。

十四、單位組合役員、工場委員會委員または職場委員は經營者との人事關係または労働關係における地位を申し込まれたときは、名譽退職カードをもち資格をもつたためかゝる地位を受諾する前その單位組合から許可をうけることを要する。本項に違反する組合員は組合から除名される。

十五、國際役員、地方部長、國際代表者または本國際組合のその他の専任被備者は、經營者側との人事關係または労働關係における地位を申し込まれたときは、名譽退職カードをもち資格をもつた

めかゝる地位を受諾する前に国際執行委員会から許可をうけることを要する。本項に違反する組合員は組合から除名される。

第十八條 失業および福祉

- 一、失業が主要な問題である各地域は単位組合、地區又は地域を基礎として、工場から一時解雇される組合員の福祉および失業の不平を處理するため措置を講ずることを要する。
- 二、国際執行委員会は地方委員会の勸告にもとづいて、財力が単位組合又はその地域の必要な経費を支辨するに不十分な単位組合または地域を援助するために資金を充當することができる。ただし、各項目別の経費を国際執行委員会に提出することを要する。

第十九條 協約および交渉

- 一、単位組合と使用者との間の會議で結ばれた単位組合と使用者との間における一切の協約關係の精神、意味および條件を、拘束力あるものとして、承認することは本國際組合の確定的政策である。各單位組合はその協約の規定を實施することを要する。單位組合が賃金、時間またはその他の労働條件に関する協約の一當事者となるときは、すべての協約當事者の権限ある代表者をしてかゝる協

約を文書にし、且つ適當にこれに署名させることを要する。

二、單位組合と經營者側との間に苦情が存在し、交渉が進行中であり、且つ國際組合の役員または代表者が關係單位組合の要求によりこれに参加しているときは、單位組合で選任した一委員會はすべての會合および交渉に参加することを要する。すべての協約の寫しは國際會計主事において綴り込んでおくことを要する。

三、單位組合の役員、國際役員または國際代表者は最初單位組合の承認を得ることなくしては、使用者と協約の條件またはその一部を交渉する権限をもたない。單位組合が當該目的のために特に招集した會議において協約を承認した後、協約は地方部長に付託することを要し、地方部長は國際執行委員會に對しこれを承認しまたは拒否するよう勸告をする。地方委員會委員が承認を勸告するとき、協約は國際執行委員會が最終的措置をとるまで有効となる。

四、全國的協約およびその補足は關係單位組合の承認を要する。

五、國際執行委員會はより高い賃金および有利な條件を確保することに成功し、優れた協約をもつていないすべての單位組合を保護し、以て同種の作業をやつていない工場における劣等の協約をもつていない單位組合が進歩した協約をもつていない單位組合を侵害しないようにすることを要する。

第二十條 全國的對會社交渉協議會

- 一、主要な會社または會社團體との交渉において多數の關係單位組合が存在する場合においては、國際執行委員會は對會社協議會を設置することを要する。かゝる關係單位組合は協議員であり、且つ適法に選任した代議員を通じてこれに参加する。大會社または全國的會社の工場が廣くちらばつているときは、對會社協議會は對會社小協議會を設置することを要する。
- 二、國際執行委員會は對會社小協議會を設置すべき地域を決定することを要する。對會社協議會は對會社小協議會に屬する代議員から成る。
- 三、かゝる協議會で仕事をする各部長は、國際執行委員會の承認を條件として會長においてこれを任命する。
- 四、全國的對會社協議會における投票數はこの會議に参加している各單位組合から國際組合に納付した頭割り組合費を基礎とする。
- 五、對會社協議會の目的とするところは各個の協議員の要求を調整し、その共通の使用者と交渉するに當つて方策をたてることに在る。對會社協議會は新しい協約の要求事項を定めるため新しい全國的對會社協約の交渉を開始するに先だち三十日以前にこれを招集することを要する。この協議

第二十條 全國的對會社交渉協議會

- 一、主要な會社または會社團體との交渉において多數の關係單位組合が存在する場合においては、國際執行委員會は對會社協議會を設置することを要する。かゝる關係單位組合は協議員であり、且つ適法に選任した代議員を通じてこれに参加する。大會社または全國的會社の工場が廣くちらばつているときは、對會社協議會は對會社小協議會を設置することを要する。
- 二、國際執行委員會は對會社小協議會を設置すべき地域を決定することを要する。對會社協議會は對會社小協議會に屬する代議員から成る。
- 三、かゝる協議會で仕事をする各部長は、國際執行委員會の承認を條件として會長においてこれを任命する。
- 四、全國的對會社協議會における投票數はこの會議に参加している各單位組合から國際組合に對付した頭開り組合費を基礎とする。
- 五、對會社協議會の目的とするところは各個の協議員の要求を調整し、その共通の使用者と交渉するに當つて方策をたてることに在る。對會社協議會は新らしい協約の要求事項を定めるため新らしい全國的對會社協約の交渉を開始するに先だち三十日以前にこれを招集することを要する。この協議

會は直接關係ある各會社において起る問題のみを交渉する。かゝる對會社協議會は國際組合の立法機關ではなく、また直接關係ある會社の問題以外に國際組合の政策を處理してはならない。

第二十一條 全國的および地方的賃金時間會議 (National and Regional Wage-Hour Conference)

- 一、少くとも二つの單位組合が競争工場部 (Competitive Shop Department) (譯者註: 第二十三條參照) に文書による要求を爲したときは、全國的および地方的賃金時間會議 (National and Regional Wage-Hours Conferences) を招集することができるのであるが、この會議の目的とするところは、相競争しまたは相提携する集團内で賃金、時間、生産標準その他の労働條件に関する問題の討議を容易にし、且つ當該産業内の劃一的協約條項の確立を援助するにある。
- 二、全國的と地方的との兩賃金時間會議の活動は國際組合の調査部の協力を得て競争工場部の事務所を通じて調整される。

第二十二條 全國的および地方的賃金時間協議會 (National Wage-Hours Councils)

一、全国的賃金時間協議會は、全国的賃金時間會議が未組織の競争工場を組織化する問題ならびに、互に競争している集團内で劃一的の標準をたてる仕事を調整する問題を議するに適當であるときとめられた場合においてのみ、國際執行委員會がこれを設置する。かかる賃金時間協議會は地方的賃金時間協議會および單一産業の地方的賃金時間協議會のない工場から適法に選任された代表者から成る。

二、全国的賃金時間協議會は未組織工場の組織化に當つて競争工場および國際會長を援助し、これと協力するの任務をもつている。

三、全国的賃金時間協議會は當該産業における組織工場の賃金、時間その他一般労働條件を標準化し、且つ全国的に當該産業を包含する單一の協約を獲得することに努力するため國際組合の競争工場部と連絡をとり、調査部と協力して仕事をすする任務をもつている。

四、一産業における競争工場が全国的協約のため交渉を始める場合には、かかる競争工場は全国的交渉協議會を利用することを要する。

地方的賃金時間協議會 (Regional Wage-Hour Council)

地方的賃金時間協議會は賃金時間會議が未組織の競争工場を組織するの問題および相競争する集團内で劃一的の標準を設ける事業を調整するの問題を議するに適當であると認められる場合において

のみ国際執行委員会がこれを設置する。かゝる賃金時間協議會が設けられた場合においては、かゝる協議會は次ぎの規定で規制される。

- (一) 地方的賃金時間協議會は便宜上一緒にすることができるところの類似の作業を爲す諸工場またはその部署から適法に選出された代表者から成る。
- (二) 地方的賃金時間協議會は當該地方内の當該産業の工場における賃金、時間その他の労働條件に関する一切の資料を蒐集し、これを国際組合の調査部および全國的賃金時間協議會に送付するの職務をもつてゐる。
- (三) 地方的賃金時間協議會は地方部長の指揮の下に當該産業の未組織工場組織化に援助するの職務をもつてゐる。
- (四) 地方的賃金時間協議會は當該地方内の當該産業の組織工場における賃金、時間その他の一般労働條件の改善のための標準化に向つて活動し、且つ當該地方内の當該産業全體に亘る單一の協約を設けることに努力するの職務をもつてゐる。
- (五) 地方的賃金時間協議會は當該産業における全國的賃金時間協議會および国際組合の競争工場部に定期の報告を送付するの職務をもつてゐる。
- (六) 地方的賃金時間協議會は當該産業のため全國的賃金時間協議會に代議員を派遣し、且つこれ

が構成に援助するの職務を有する。

(七) 地方的賃金時間協議会は国際組合の立法的機関ではなく、また競争工場の問題以外には国際組合の政策を處理してはならないと解さるべきである。

第二十三條 競争工場部

- 一、国際執行委員会は国際組合の競争工場部を設けることを要する。
- 二、国際会長は經驗上優秀な資格を有し且つ少くとも二年間組合の組合員であつた者を国際執行委員会の承認を條件として競争工場部長に任命することを要する。国際執行委員会は競争工場部々長を罷免することができる。
- 三、競争工場部は全國的および地方的賃金時間協議會を設け且つこれを招集することに援助する職務を有する。競争工場部長は關係地方部長と協議した上國際會長の承認を條件として全國的および地方的賃金時間協議會を招集することができる。
- 四、競争工場部は組織者 (organizers) の指名方を地方部長、國際會長および國際執行委員會に推薦することにより未組織競争工場の組織化を指導するの職務を有する。
- 五、かゝる指名にもとづき行動する組織者は組織化の進捗状態を競争工場部および當該地方部長に報

告する職務をもっている。

六、競争工場部は国際執行委員会から付託されたすべての協約を調査し、且つ一定競争産業全體に互る賃金時間條項の標準化のため各單位組合に勧告をするの職務をもっている。

一四二

第二十四條 調査部

- 一、国際執行委員会は国際組合の調査部を設けることを要する。
- 二、国際組合の會長はできるならば国際組合から選任され、且つ從來の經驗上資格ある調査部長を任命することを要する。尤もかゝる任命は国際執行委員会が次ぎの會議において承認するまでは最終的のものとして認められない。国際調査部は必ずすべての單位組合から賃金率の變更、作業標準その他について常に通知を受ける。
- 三、調査部は自動車航空機および農具工業についての賃金、時間その他の雇傭條件に関する資料および一般資料を蒐集し、これを保存することを要する。
- 四、調査部は国際執行委員会、地方部長、單位組合、賃金時間協議會または国際組合のその他の部署が隨時要求するが如きその他の資料を蒐集し、これを保存することを要する。
- 五、調査部は組合員に一般的利害關係のある問題の月報をすべての国際執行委員会委員、國際代表者、

単位組合および賃金時間協議會に送付することを要する。

六、調査部は自動車、航空機および農具工業の一般条件で國際組合に重大な關係あるものに関する定期報告を國際執行委員會に提出することを要する。

七、調査部は自動車、航空機および農具工業ならびに國際組合に関する詳細な報告を國際組合の諸大會に提出することを要する。

八、調査部は當該産業における各工場の會計報告ならびに賃金時間協議會の要求するが如きその他の資料を賃金時間協議會に提供することを要する。

第二十五條 ストライキ

一、當該工場内の單位組合の管轄権内においてその組合員と使用者との間で賃金減額、労働時間延長その他雇傭条件に附随する苦情から紛争が起るときまたは單位組合がその組合員のため賃金増額、労働時間短縮その他雇傭条件の変更を確保しようとするときは、當該單位組合は當該變更案を受諾すべきか否決すべきかを秘密投票で定めるためすべての組合員の會合を招集することを要する。出席し且つ問題につき投票する者の多数決により決定する。この決定の結果としてストライキの表決にきまれば、單位組合執行委員會はすべての組合員にこれを通知するを要するが、ストライキを

宣言するためには投票する者の秘密投票により三分の二の多数決を必要とする。完全資格組合員のみがストライキを宣言する問題に關し投票する権利をもつてゐる。

二四四

二、當該單位組合がストライキ行爲にでなければ使用者との協定に到達することができないときは、單位組合の記録書記は争議問題の證明書を作成し、且つ地方部長および國際會長にこれを送付する。地方部長またはその指名した代表者は單位組合の委員會と連らうして解決を圖ることを要する。解決を圖ることができなかつたときは、地方部長またはその指名した代表者はストライキの承認または不承認の勸告を國際會長に送付する。國際會長は地方局長から争議問題の證明書を受理したときは、その寫しを作成し且つこれにストライキ承認問題の表決要求書をそえて、國際執行委員會の各委員に送付する。國際會長は、國際執行委員會委員の表決の結果をうけとつたときは國際執行委員會の決定を地方部長および單位組合に文書を以て送付する。

三、遲滞すれば關係者の福利が極めて危險に瀕する處ある緊急の場合には、國際會長は他の國際役員と協議した上國際執行委員會に提案し、その承認を得るまでの間ストライキを承認することができるとし、かかる許可は文書を以てすることを要する。

四、ストライキを打切るに先だち、その目的のために單位組合の臨時會議を招集することを要し、且つ問題を何れかに決定するには一切の出席者の秘密投票により多数決を必要とする。

- 國際執行委員會は、現存のストライキを長びかせることが賢明でないと決定するときは、作業を停止した單位組合のすべての組合員に作業を再開すべきことを指令し、これにもとずき且つその後には國際組合のすべての支援は中止される。
- 五、單位組合が本規約に違反し且つ國際會長乃至國際執行委員會の許可をうけないで宣言したストライキに従事するときは、その單位組合は國際組合またはいかなる加盟單位組合の財政上または組織上の援助をもとめることができない。
- 六、國際會長は、國際執行委員會の承認を得て、許可されないストライキ行動に従事する單位組合の加盟許可證を取消す権限を有し、これにより本規約の下に在るかゝる單位組合のすべての特權、權限および權利は無効となる。
- 七、國際組合の存立がわれわれ組合員の經濟的社會的地位と共に危殆に瀕する極めて緊急の場合においては、國際會長および國際執行委員會は善良な判断を以てわが國際組合の一般組合員の權利および生活標準を維持するため適當とみとめるときは、國際執行委員會の三分の二の表決をもつて當該産業内の總罷業を宣言する権限をもつてゐる。たゞし、組合員の總員投票により承認されるまではいかなる事情の下に在つてもかゝる總罷業を命ずることができない。
- 八、總罷業の場合においては、正式にこれを打切るには國際執行委員會の多數決を必要とする。

第二十六條 教育部

一四六

- 一、教育特に労働史、労働問題、國際組合の目的ならびに國際組合、その組合員および家族の諸問題に關する教育は、國際組合および各單位組合の事業の義務の一部である。
- 二、國際會長は教育部の部長を任命することを要するが、かゝる任命は國際執行委員會の承認を條件とする。
- 三、單位組合が國際組合に納入する頭割り組合費のうち組合費納付組合員一人一月當り二セント半は本規約に定められるところに従い國際組合の教育およびリクリエーション資金として使用される。
- 四、かゝる頭割りの二セントは教育的目的に使用され、半セントはリクリエーションの目的に使用される。
- 五、各單位組合は教育委員會を設置する義務がある。この委員會の任務は各個の組合員の福利、單位組合、國際組合および労働運動に關係ある一切の教育部門を促進するに在る。本規約の本規定が實施されるや否やを檢するは地方部長の義務である。
- 六、國際組合全體に互り八つの教育地方を設け、これには教育代表者を振り當てる。これらの教育代表者は國際教育部長の監督の下に活動させるため會長がこれを任命し、かゝる任命は當該地方にお

ける地方部長の承認をうける。

七、これらの教育地方とは次ぎの如くである。(略)

八、各單位組合はその單位組合の教育およびリクリエーション活動を經理するため組合費納付組合員

一人一月當り二セント半の特別資金を別にとつておかねばならない。この資金は單位組合の決定するが如き方法で割當てられる。

第二十七條 組合レッテル

一、國際組合は組合のレッテル(譯者註、前掲参照)とスタンプをもたねばならない。

二、國際會計主事はかゝ組合のレッテルとスタンプの權利を登録し、保全するの職務をもっている。

三、國際組合および附屬團體の方針として本國際組合の管轄權下にある物品の製造に使用されるすべての部分、工具、ダイス、機械、裝具、附屬品などには必ず國際組合その他誠實な労働組合のレッテルを貼りまたはスタンプを押さねばならない。

四、すべての代表者、業務代理人および組合役員は國際執行委員會の承認を條件として使用者と國際組合との間のすべての協約に上述の規定を必ず挿入することを主張する義務がある。

五、本國際組合の管轄權下にある労働者により製作される製品の製造業者は組合のレッテルまたはス

ランプを使用することができない。尤も當該工場が國際執行委員會の承認する協約をもっているときはこの限りではない。

六、單位組合レットル委員會は製作したり、組立てたりまたは仕上げたりするすべての部品に國際組合のレットルが鑄込んであるか、押捺してあるかまたは貼つてあるかを検査する任務をもっている。

七、上記の諸規定はいかなる場合にも現行協約の違反理由としてこれを援用することはできない。

八、單位組合はすべて組合レットル委員會を任命または選任しなければならない。

九、國際組合のすべての大會においては、代議員はその必要な資格として組合で作つた着帯品少くとも三つを所有しこれをつけてなければならぬ。(註)

(譯者註) この規定は大會に出席する代議員がその必要な資格として着帯品例えば上衣、ズボン、靴下、靴などのうち少くとも三つのは組合のマークのついているものを身につけてなければいけないと定めているものである。

十、國際執行委員會は國際組合全體を通じ各單位組合レットル委員會の活動を調整するため國際組合の組員から成る一個の組合レットル委員會を設置することを要する。この委員會は國際組合の教

青部および産業別組合会議の組合レツテル委員会と提携して活動する任務をもつてゐる。

第二十八條 公的刊行物

- 一、國際組合は組合員を教育し、本國際組合の活動を知らせるため少くとも一ヶ月一回刊行物を刊行することを要する。かかる刊行物は「自動車労働者連合」(United Automobile Workers)と稱する。
- 二、「自動車労働者連合」は國際執行委員会の監督を受けるのであつて、その執行委員会は國際委員長と二名の國際執行委員とから成る刊行物委員会を選任する。刊行物委員会は「自動車労働者連合」を刊行する仕事を行うに當り國際執行委員会に對し直接に責任がある。「自動車労働者連合」の編輯人は國際執行委員会の承認を條件として國際委員長がこれを任命する。
- 三、國際會計主事は「自動車労働者連合」の特別基金として各頭割り組合費のうちから五セントを割當てることを要する。
- 四、「自動車労働者連合」の規約は一年六十セントで本規約に定められるところに従い拂込むことを要する。
- 五、本刊行物は各完全資格組合員に合衆國郵便をもつて送付される。

- 六、非組合員に對しては、一年一ドルで外に外國の豫約者には郵税がつく。
- 七、一冊の價格は五セントである。
- 八、地方的預行物は國際組合の方針と一致しなければならない。

一五〇

第二十九條 國際役員の告發と査問

- 一、國際役員または國際執行委員會委員に對する告發は次ぎの方法のいづれかによりてこれを爲すことができる。
- (イ) 五名以上の執行委員が國際會計主事と共に差出す口供書にもとづき。
- (ロ) 單位組合の組合員が署名し、且つその單位組合と國際組合の他の少くとも十單位組合が裏書してゐる口供書にもとづき。または國際執行委員會委員に對する告發については、單位組合の組合員が署名し、且つその單位組合と當該國際執行委員會委員を選擧した地域内の大多數の單位組合が裏書してゐる口供書にもとづき。
- 二、國際會計主事に對する告發の場合においては、國際會長に告發するのであつて、その場合だけには國際會長が査問手續に關する職務を遂行する。
- 三、告發状を受理したときは、國際會計主事は書留郵便を以て被告に告發状の寫しを送付すると共に

一切の國際執行委員會委員にも寫しを送付するのであるが、被告には答辯を準備するため十五日間の餘裕あることを告げ、且つ國際執行委員會委員には臨時の國際執行委員會會議が告發あつてから十日後に招集される旨を知らせることを要する。

四、査問までは、告發された國際役員または國際執行委員會委員はその選舉された資格をもつて引續き職務をとる。尤も本規約に別に定められる臨時の國際執行委員會會議が招集され且つ三分の二の多数決でその權利停止を決定する場合はこの限りではない。

五、臨時の國際執行委員會會議においては最初の事務として國際組合査問委員會を設置することを要する。この委員會は前回の國際組合の大會に出席した正規の代議員中から選任する。かゝるすべての正規の代議員の氏名は正式大會の名簿から寫し取る。すべての代議員の氏名は一様の大サイズの紙片に書いて、會計主事が國際執行委員會の面前で一つの箱に入れ、その箱は封印してから十分にこれを振るのである。それから國際會計主事は箱を開け、當該目的のために選任され目かくしされた國際執行委員會委員は一枚一枚五十人の代議員の氏名を引き出す。これが終つたら、國際會計主事は國際執行委員會の面前で氏名を読みあげ、各氏名を一から五十まで列べる。

六、氏名を箱から引出している間、被告またはその代理人は告發人またはその代理人と同様にこれに立會つてゐることができるし、これに立會つてゐる權利をもつてゐる。

CORRECTION

THIS DOCUMENT
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED
TO ASSURE LEGIBILITY

一切の國際執行委員會委員にも寫しを送付するのであるが、被告には答辯を準備するため十五日間の餘裕あることを告げ、且つ國際執行委員會委員には臨時の國際執行委員會會議が告發あつてから十日後に招集される旨を知らせることを要する。

四、査問までは、告發された國際役員または國際執行委員會委員はその選舉された資格をもつて引續き職務をとる。尤も本協約に別定められる臨時の國際執行委員會會議が招集され且つ三分の二の多数決でその權利停止を決定する場合はこの限りではない。

五、臨時の國際執行委員會會議においては、その最初の事務として國際組合査問委員會を設置することを要する。この委員會は前回の國際組合の大會に出席した正規の代議員中から選任する。かゝるすべての正規の代議員の氏名は正式大會の名簿から寫し取る。すべての代議員の氏名は一様の大サイズの紙片に書いて、會計主事が國際執行委員會の面前で一つの箱に入れ、その箱は封印してから十分にこれを振るのである。それから國際會計主事は箱を開け、當該目的のために選任され目かくしされた國際執行委員會委員は一枚一枚五十人の代議員の氏名を引き出す。これが終つたら、國際會計主事は國際執行委員會の面前で氏名を讀みあげ、各氏名を一から五十まで列べる。

六、氏名を箱から引出している間、被告またはその代理人は告發人またはその代理人と同様にこれに立會つてゐることができるし、これに立會つてゐる權利をもつてゐる。

七、候補者の選別後、被選および告發人は五十の候補者中からその十名の氏名を抹殺することができ、更に國際會計主事は引出されることのある國際候補者、國際役員または國際執行委員會委員の氏名を抹殺することを要する。

八、これらの措置後名簿中に残つてゐる氏名中最初の十二人は審問に着手するため五日以内は國際事務局に出頭する様通知を受ける。單位組合も亦國際審問委員會における職務のため組合員の氏名が引出されたときは通知を受ける。

九、かかる指令はこの通知を受ける組合の組合員に對し強制的である。尤もかかる組合員が出頭しないときは、その單位組合においてその責任を問ひ除名處分に付することができる。尤も疾病または單位組合の緊急事のために欠席するといふ理由を書いて署名し、その單位組合の執行委員會が證明した口述書を提出した場合にはこの限りではない。

十、かくして通知をうけた各審問委員會委員は、國際事務局に出頭したときその單位組合の完全資格組合員たることを立證し單位組合の會計主事が署名した證明書を提出することを要する。

十一、かくして通知をうけた審問委員會の一名以上の委員が上述の理由で出頭しないかまたは完全資格組合員たる證明書を提出しないときは、一から五十までの順序で候補者名簿中の次ぎの委員が出頭することの通知を受ける。

十二、國際審判委員會は本部の委員が出席したとき直ちに開會し告發人および立證のため指名された證人の提出した罪狀を聴取すると共に被告および立證のため指名された證人の答辯を聴取することを要する。査問委員會は査問に關する手續規則を定めることを要し且つその議長および幹事を選任することができる。尤も選記者は言葉通りの立證記載書を作成することを要する。被告および告發人は辯護士に代理させる権利をもつてゐる。

十三、査問委員會は、立證と辯論の聴取を完了し且つ時時裁決と懲罰を決定するため休會に入る。被告の有罪を決定するためには三分の二の多數決を必要とする。被告が有罪と決定されたときは、査問委員會は多數決により被告を懲戒に付しまたは三分の二の多數決により五百ドルを超えざる罰金を科することができる。(特定期間内に被告が罰金を納入しないときは自動的停職、解職もしくは除名の處分に付することができる) または三分の二の多數決により被告を停職もしくは解職に付し、または國際組合の組合員たる地位を停止しもしくは除名處分に付することができる。

十四、査問委員會が被告を無罪と決定したときは、査問委員會は告發人が善意なりしや惡意なりしやを決定することができる。査問委員會は、告發人が告發を爲すに當り明白に惡意があつたと決定するときは、本條第十三項に従い告發人を處罰することができる。

十五、國際役員または國際執行委員會委員に對する告發にしてその屬する單位組合に關するものは、

單位組合の査問手續により爲すべきではなく、上記の規定に従い爲すことを要する。

一五四

第三十條 上 訴

- 一、國際組合の一切の附屬團體およびその組員は控訴権をもつてゐる。
- 二、附屬團體またはその組員はあらゆる措置、決定または所前に對し控訴しようとするときは、國際執行委員會に控訴することを要し、また國際執行委員會の決定に對し上訴しようとするときは、次回國際大會に上訴することができる。大會の決定は最終的である。ただしすべての場合において下級裁判所の決定は、次ぎの裁判所が控訴権を受諾するまでは、これを遵守しなければならないし、かつがえされまたは變更されるまでは有効である。
- 三、組員に對しその附屬團體の措置、決定または所前に對し控訴しようとするときは、かかる措置、決定または所前後三十日以内に文書を以て控訴することを要し且つかゝる者は文書を以てその意圖を附屬團體に通知しなければならない。それから附屬團體は争點についての十分な説明書（一切の告發、記録、証言などの寫しならびに控訴に關するその他の資料を含む）を國際會計主事に送付する義務がある。
- 四、附屬團體またはその組員が國際執行委員會の措置、決定または處罰について國際大會へ上訴し

ようとするときは、かゝる決定後六十日以内に國際會計主事に上訴の通知をなし、苦情の説明書を提出しなければならない。尤もいかなる場合においても上訴はこの手續に従い國際執行委員會の措置ありたる日以後の大會にこれをしなければならないしまた國際執行委員會が大會日前六十日以後に措置をとつたときは國際執行委員會は上訴に關し執るべき措置を直ちに當事者に通知しなければならない。

五、國際會長は正常と認めるときは上訴を受理する期間を延長することができる。

六、いかなる場合にも、組合員または所屬團體は本國際組合の規約による上訴権を行使しつゞくし、まうまでは救済のため民事裁判所に訴えることができない。本項に違反した場合には國際執行委員會の三分の二の表決で略式の權利停止、もしくは除名または加盟許可證の取消の理由となる。

第三十二條 地區協議會 (District Council)

一、本國際組合の地理的地區内の大多數の組合員を代表する大多數の單位組合が地區協議會の設置を要求するときは、かゝる協議會を設置するため當該地域の地方部長がかゝる單位組合の代表者を召集することを要する。

二、かゝる地區協議會を設置するときは、本國際組合のすべての單位組合はその地理的地區の協議會

- 二、提携し、関係組合から加盟許可證を巧めることを要する。
- 三、地區協議會の目的は單位組合とその組合員の福祉のための建設的措置を地方部長および関係組合に勧告することである。地區協議會は比較資金、率、協約、交渉方法、組織問題、各關係及び州の立法問題その他の單位組合の組合員の一般利益と應る問題を討議する。この單位組合は地區協議會の費用を負擔し、地區協議會はその設置の時單位組合から選出される代議員とその後は大會の手續にもとづいて毎年選出される代議員から成る。地區協議會の必要経費を避けるため、單位組合は單位組合の全投票を行使したいと思ふだけの員数の代議員を出資をすることができる。
- 四、地區協議會の活動はこれに加盟している各單位組合が納入する組合員一人一月當り二セント以内の頭割り組合費によつてまかなわれる。
- 五、頭割り組合費は組織的の仕事を援助し、教育的著作を爲し、立法問題および加盟支部組合の利益問題のため運動することを使用することができる。
- 六、所屬團體が地區協議會に代議員を出さなれば、頭割り組合費を納入しないことには、地區協議會の會計主事はこの事實を國務會計主事に報告し、國務會計主事は附屬團體の組合長と管理人員委員會上に通告する。かかる附屬團體はかかる要件を充たさないものは權利を停止される。
- 七、地區協議會は本規約に従い且つ國務執行委員會の承認を條件としてその目的の規約を作成すること。

九、地質協業會を解散するためには、地方部長は地理的地區内の三單位組合の要求にもとづいて、かかる要求があつてから三十日以内に協業會の臨時會議を招集する。この會議において地質協業會は地理的地區内の大多數の組合員を代表する大多數の單位組合の議決によつてこれを解散することができる。

第三十二條 單位組合加盟許可證

- 一、國際組合の管轄区域内にある十五名以上の者は國際會計主事に加盟許可證を申請することにより單位組合を設置することができる。
- 二、國際會計主事は加盟許可證申請者に對し申請用紙を提供し、且つその用紙に適當に記入をなした五ドルの加盟許可證手数料をつけてこれを送り返すときは、國際執行員會の承認にもとづいて加盟許可證が下付され、印章と初度調度品とを供給される。
- 三、附屬調度品の加盟許可證手数料は十五ドルであるが、それにより加盟證明證をうけた單位組合は組合費徴收簿一冊、國際登記用品一式、記録係書記用票簿一冊、規約十五冊、呼名投票簿一冊および會員用紙一箇の支給をうける権利がある。

四、加盟許可證および用度品は國際組合の所有に屬し單位組合とその組合員が國際組合の規約を守る限りにおいてのみ單位組合がこれを使用することができる。

五、所屬團體に發行される加盟許可證は次ぎの様式による。

加盟許可證

これらの贈物を手にするすべての人々に、
アメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合は産業別組合會議に加盟し、自動車工業の組織を通じて活動するために設置され、全国各地における單位組合と組合員とから成るものであるが適當の申請にもとづき且つこゝに定められる條件の下に……およびその後継者に對し單位組合……號として知られる……における單位組合の設置と將來の維持のため本加盟許可證を交付するものなることを知られ度し。

なお本加盟許可證の條件は次ぎの如くである。

右の組合は永久に且つ一切の事情においてアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合の規約、地方規約および一般規則またはその他の規則のすべての要件に従わねばならないこと、
右の組合は常にアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合の一切の行爲および決定により指導管理されること、上述の加盟許可證を與えられた單位組合は常に規則により付與される權

限、特權または權利を行使すべきこと、かゝる措置はアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合がかゝる權限、特權または權利を取消し、改正し、變更しまたは廢止することを阻害するものでないこと。

右の組合がこれらの條件に忠實である限り、この加盟許可證は全效力をもつてゐる。尤もこれが違反の場合にはアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合はこの加盟許可證を取消し、こゝに確保される一切の特權を無効にすることができる。

これが證據として、われわれはこゝに一九 年 月 日署名し、アメリカ自動車、航空機、農具労働者連合たる國際組合の印章を押捺する。

國際執行委員會

國際會長

國際會計主事

六、單位組合または所屬團體は十五名の組合員または二單位組合が加盟許可證を保持しようとする限り且つ國際執行委員會の承認だけで、これを解散することができない。二以上の單位組合が存在し、そのうちのある單位組合の完全資格組合員が十五名以下となる地方においては、かゝる單位組合は國際執行委員會の裁量でその地方における他の單位組合と合併することができる。單位組合が解散

一六〇

附るときまたは單位組合がその管轄を有する工場における生産停止のために存在理由を失つたときは、單位組合の初期の財産は國際組合に歸屬し、その財産を賡る。この附則は、この附則の施行の日から起算して三年を超えては適用しない。

第三十三條 所屬團體の職務権限

- 一、國際組合の單位組合はすべて州または縣産業別組合會議に加盟する義務がある。
- 二、單位組合はすべて産業別組合會議の都市または郡團體が存在する場合にはこれに加盟する義務がある。
- 三、所屬團體はすべてかかる所屬團體を規律する一切の規則を、承認をうけるため、國際執行委員會上提出することを要する。

四、各單位組合は少くとも一月一回定期組合會議を開くことを要する。

五、單位組合は組合員會議に出席しない場合に罰金を科することを得る。尤もかかる罰金は組合員を超過すべし。かかる罰金の規定は(一)單位組合が正當に採用したものであり、(二)國際執行委員會議の承認をうけ、(三)正當に且つ過度に互らぬように管理されることを要する。かかる罰金は附則の規定に基づき課税する事實について争いがない場合に就き、單位組合は若くは並同に於ける必要に応じて、罰金を徴せしめ得る組合員の資格喪失の場合を規定する権限がある。

六、各所屬團體は本規約に定められる目的を達成し、他の團體との自由な關係を維持し、その權限で
勞働運動を強化促進するためあらゆる活動を行ひ、地方議員、國際代表者と協力し且つ組織化活動
の促進に援助することを努力することを要する。

第三十四條 單位組合の印章と徽章

一、國際組合は公印を各單位組合に供給することを要し、その公印は單位組合が決定する役員におい
て保管し、單位組合が使用することを特に許した書類または往復文書にのみこれを使用する。

二、國際組合の組合費領收簿、徽章、印章、レツナルは、ボタンを模造偽造しまたは故意にかま
る模造偽造したものを使用する組合員は査問に付した後情狀に應じ罰金に處したりまたは本組合か
ら除名される。

三、國際組合は毎月色のちがつてゐる一様の組合費ボタンを實費を超えない金額で提供する。組合費
ボタンを使用する單位組合は國際組合が提供するボタンのみを使用する義務があり、そのボタンは
國際會計主事が要求にもとづいて單位組合の會計主事に提供する。ユニオンショップまたは組合費
天引協約（譯者註、前掲参照）の適用をうける單位組合は國際執行委員會の承認を得て毎月の組合
費ボタンの代りに一年間使える組合員ボタン、組合員カードまたはその他の適當な組合員たる確認

證を使用することができる。

第三十五條 單位組合役員

- 一、各單位組合には次ぎの執行役員をおく。組合長、一名または若干名の副組合長、記録係主事、會計係主事、出納役、三名の管財委員、整理委員および指導員。
- 二、單位組合役員の選挙は毎年二月と三月との間に秘密投票で行われ、役員は閣議執行委員會が特に許容する場合を除き、選挙後の次回正規會議において行われる。單位組合の選挙委員會がきめた指名を受理する期日後は、いわゆる書入れ候補者（譯者註、前掲参照）の選挙は合法とみとめられない。
- 三、これらの役員は、三年間職務をとる管財委員を除いては一年間職務をとる、最初の管財委員の選挙では、一人は二年間、一人は二年間、二人は三年間の任期で選挙され、その後役員が生じたとき、の選挙においては各管財委員は三年間の任期で選挙される。
- 四、いかなる組合員も指名直前一年間單位組合で繼續的に完全資格組合員であつたものでなければ單位組合の執行役員として被選挙資格をもたない。たゞし新たに組織された單位組合についてはこの限りではない。

五、単位組合のその他の職務、委員会その他に對する被選挙資格は単位組合がこれを決定する。

六、各単位組合の執行委員会はすべての被選挙的組合役員と単位組合が必要と認める充分な員数の一般組合員から成る。

七、執行委員会の委員であつて直接には執行委員会委員に選挙されないが、単位組合もしくは職場組織における他の職務または地位をもつてゐる者は後者の職務または地位をやめるときは自動的に執行委員会委員たる職務を失う。

八、単位組合の裁量をもつて、會計主事と出納役の職務は一緒にすることができる。

九、次ぎの規則はすべての単位組合の選挙に當り強制的である。

(イ) 完全資格組合員はすべてあらゆる組合の選挙において投票する権利をもつてゐる。

(ロ) すべての選挙は民主的に選挙された選挙委員会監督の下に行われる。

(ハ) あらゆる選挙における候補者はかゝる選挙に對し監督権をもつ選挙委員会の委員なることをえない。

(ニ) あらゆる選挙における被選挙候補者は投票用紙に掲げたいと希望するときはその普通知られてゐる氏名を文書をもつて選挙委員会に提出する権利をもつて居り、且つかくの如くして氏名を掲げられる。

(ホ) 各候補者は投票が行われ且つ表にされるとき一人の抗議者(譯者註、前掲参照)を出席させる権限がある。

十、各単位組合は単位組合の職務に缺員を生じたときこれを補充するための適當な手續と條件を採用することを要する。

十一、単位組合は希望するときは業務代理人(譯者註、前掲参照)を選挙することができる。ただし業務代理人は一年間繼續して國際組合の完全資格組合員であつたことを要する。

第三十六條 就任式

就任式は引退する組合長、現組合長または正規に委任された國際代表者がこれを行うことができる。就任式役員は次ぎの如くいわたす。

「余は次ぎのいろいろの義務について朗讀する間注意していただきたい。あなたは本組合の規約で要求される尊敬すべき職務を遂行すること、國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合に眞實忠誠に従従すること、あなたの所有せらるる組合の書類その他の財産をすべて任期終了の際役任者に引渡すこと、ならびに常に本組合の組合員としてはづかしくないように行動することを要されますか」

役員らは答える。

「誓います」

そこで就任式役員はいう。

「あなたの義務は国際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の諸規則に定められており、またあなたの義務としてこれらの規則に定められてない緊急の事情が発生するときは国際組合と本単位組合の最善の利益を促進しようとする熱誠な希望によつて指導される常職の命ずるところに従い行動することを期待される。余はあなたがあなたの兄弟の尊敬のみならず一層重大なこともあるあなたの良心の承認を得られるようあなたが忠實に職務を遂行されんことを信ずる。あなたは今や尊敬すべき地位をとられるであろう」

第三十七條 単位組合役員職務

組 合 長

一、組合長は単位組合のすべての會合においてこれを司掌し、単位組合がみとめた會計に關しすべての命令に署名し、単位組合から命ぜられたとき単位組合の協定に對し會計主事の發行したすべての小切手に奥書し、規約の規定を實施し、他に別段の規定がないとき諸委員會を任命する職務をもつ

ている。組合長はすべての委員会において職權上委員となる。

副組合長

二、副組合長は組合長の職務遂行に當りこれを援助し、組合長の缺席、死亡、能力喪失または辭職の場合にその職務を遂行する。副組合長は單位組合のすべての會合に出席する。

記録主事

三、記録主事は單位組合の處理事項を正確に記録し、單位組合がみとめた會計に關するすべての命令に署名し、單位組合が受理し、しかも單位組合の他の役員に直接關係のないすべての書類を閲覧し、一般通信を行う職務をもつている。記録主事は組合員が措置をとらなければならない往復文書に對し組合員の注意を喚起する。

記録主事は第二十五條第二項の規定を守ることが要する。記録主事は國際組合の調査部と地方部長に六ヶ月毎に(一月と七月)次ぎのものを提出することを要する。(一)現行協約の寫し三通、(二)協約の適用をうける工場におけるすべての等級と賃金率の改正表、(三)他の單位組合が團體交渉で利用しようとするそれぞれの工場經營者側との交渉を通じて得られたその他の情報。

會計主事

四、會計主事は本規約に定められるところに従い、すべての組合費、入會金、復權手数料、賦課金、

罰金、その他あらゆる財源からの単位組合の収入を受理し、正式受領書を發行する職務をもつてい
る。天引き協約（譯者註、前掲参照）を結んでいる単位組合の會計主事は會社から受理した小切手
に對し領收書を發行し、また他の収入に對しては各の手續をとることを要する。領收書は各個の組
合員には發行されないが、もし會社が天引き帳簿または給料袋に控除額とその理由を示さない場合
はこの限りではない。

五、會計主事は單位組合の基金から引出されるすべての小切手を書き、毎月單位組合の定期會合にお
いて報告し、その報告には前月に受理し支拂つた金額を収入支出別に示し、單位組合の基金勘定
の差引額を掲げなければならない。

六、會計主事はすべての集金を出納役に寄託するか單位組合の管財人が指令する銀行に（かゝる預金
額に關し出納役に申告して）預金しなければならない。

七、會計主事は毎月三十日までに國際組合が提供する用紙で國際會計主事に報告書を送付すると共に
毎月第一日に始まり最終日に終る前月分として國際組合に納入すべき正確な金額を送付しなければ
ならない。會計主事は組合員の中込を受理し、候補者の當選または落選についてこれに通知しな
ければならない。

會計主事はすべての組合員が被選舉資格あるとき定期に公的刊行物を受理しているか否かを監視す

ることにおいて國際組合を援助し、各組員にすべての納入金額に對する正式の領收書を送付し規約と地方規約の寫しを各組員に提供しなければならない。組員資格カード乃至組合費ボタンは單位組合が隨意に之を發行することができる。

一六八

八、會計主事は單位組合のすべての役員の名と住所を國際會計主事に提出することを要する。會計主事はその任期中加入、權利停止、除名乃至死亡、轉出および轉入、復讐などをしたすべての組員の記録を保存し、これを國際會計主事に通知し、地方規約で定められているかまたは單位組合が命ずるその他の義務を遂行することを要する。會計主事は單位組合のすべての現在組員の完全な記録を保持していなければならない。この記録には加入の日附、權利停止の日附と理由、復讐の日附ならびに死亡の日附、住所および本組合の組員たる継続的資格の記録を保存するに必要と認められるその他の事項を記入しなければならない。

九、會計主事はすべての帳簿と財産の明細書を保存し、それにはできるだけ購入の日附と各項に對する支拂額を記入する。會計主事はすべての組員にその負債額の未拂額を通知し、その書類を管財人の検査承認をうけるためこれに引渡さねばならない。會計主事は國際會計主事の要求にもとづいて検査をうけるため書類を提出し、本規約の規定を守らねばならない。

十、單位組合の會計主事が故意にその組合の全組員を毎月國際會計主事に報告しなかつたことが明

かである場合または単位組合の組合長、出納役乃至会計主事が故意に単位組合に組合費を納入した組合員数と同じ数だけの頭割り組合費を送付するため小切手に署名することを拒んだことが明かな場合には、単位組合に對し、かゝる不始末が是正されるまではすべての特權や利益を停止することができるし、かゝる不始末に對し責任ある役員は二年間その團體で再び職務をとることを許されない。

出納役

十一、出納役は會計主事から受けとつたすべての金額に對し領收書を出す。受けとつた金額は本規約に定められる數個の基金のため単位組合の管財委員が指令する銀行に預金するを要する。出納役はすべての小切手に署名し、これには組合長が奥書する。出納役は前曆月分の単位組合の全數支額と預金に残つている金額とを単位組合の定期會合において毎月文書を以て報告することを要する。出納役は単位組合のすべての金錢その他の財産をその後繼者に引渡すことを要する。出納役は國際組合または単位組合の管財委員の要求にもとづき検査をうけるためその書類を作成することを要する。

管財委員

十二、管財委員は単位組合のすべての基金および財産に對し一般監督權をもつてゐる。管財委員はこゝに定められるところに従い、國際組合が定めた正副の様式を用いた単位組合の會計役員の記録を四半期毎に検査しまたは単位組合の執行委員會が選任した公證會計士をして検査させ、副本は検査

後直ちに國際會計主事に送付する。單位組合の會計役員が國際組合の規則に従い保證金をかけたか否かを檢するも管財人の職務である。管財委員はすべての基金が組合長および出納役乃至會計主事が署名した指令に従い銀行に預金されたか否かを監視することを要する。安全預金箱を使用してある單位組合においては管財委員は安全預金箱に加入することを許容される前に組合長、出納役および管財委員の一人の署名が要求されたか否かを監視することを要する。各四半期の終つた後十五日以内に檢査のため書類を受けとらなかつた場合には、管財委員長はこれが措置のため單位組合の次回會合に報告することを要する。

整理委員 (註)

十三、整理委員はすべての新規組合員と參會者を紹介し、要求あるとき秩序を保持する上において組合長を援助する職務をもつてゐる。整理委員はまた別段の定めがない本組合のすべての財産について責を負い、随時割り當てられるその他の職務を遂行する。

(譯者註) 整理委員 (Sergeant-at-arms)

整理委員に選舉された組合役員は、組合會館の入口に配置されて組合カードあるいは入場票を示さない如何なる人間をも會館の中へ入れさせないようにする。集會の行なわれる間中彼れはすべての紛擾をしづめ、騒ぎを起して議長や組合員から退場を命ぜられた人達を追拂う。

指導委員

十四、指導委員は秩序を保持し、組合員の領收書を検査し、すべての出席者が單位組合の會合に留まつている資格があるか否かを確め、その他その役職上通例の職務を遂行する任務をもつている。

第三十八條 單位組合組合員の義務

- 一、各組合員は良心的に本國際組合の組合員としてのその義務の意義と目的とを理解し、行爲をもつて範を示すようにする義務をもつている。
- 二、各組合員は疾病、死亡または災危の場合に兄弟姉妹たる組合員を援助し、國際組合の誠實献身的な組合員としてあらゆる方法で責任を果す義務をもつている。
- 三、各組合員はすべての單位、州および連合の選挙に登録と投票を通じて参加する義務をもつている。

第三十九條 開會式と閉會式

「余は適法に上提される議事の處理のためこゝに國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の單位組合第……號の會議の開會を宣言する。」

議事の順序として一應次ぎのようなものを提案しておくが、各單位組合の必要に適合させるため變更

することができる。

- 一、役員と呼名表決による選挙
- 二、前會議の議事録の朗讀
- 三、組合員の加入申込
- 四、申込に關する表決
- 五、入會希望者の入會
- 六、會計主事乃至出納役の報告
- 七、役員、委員會および代議員の報告
- 八、通信および議案
- 九、未了事業
- 十、一般福利事業
- 十一、失業中であるかまたは困つてゐる組合員を誰れか知つてゐるか
- 十二、新規事業
- 十三、閉會

(議事的性質のすべての問題はロバート議事規則によりこれを決定する)

第四十條 入會式案

組合長は指導委員に次ぎの如くいう。

「あなたはどうぞ私の前に入會希望者を連れてきて下さい。」

指導委員は入會希望者を連れてきて組合長の座席の前に立たせる。すべての新規に選ばれた組合員は完全組合員として認められる前に次ぎの誓約書に署名することを要する。

「余は本組合の規約および規則と合衆國（ある場合にはカナダ自治領）の憲法を忠實に守り、その統制に關するすべての規則に従い、本組合の私的事項をあげたり知らせたりすることなく、余の最善の能力と熟練とをもつて余にあてがわれたすべての義務を忠實に遂行し、余の組合が非難されないように常に行動し、國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合に常に眞實な忠實をつくすことを余の名譽にかけて誓う。」

第四十一條 單位組合の諸委員會

一、單位組合に次ぎの常設委員會をおく、すなわち執行委員會、規約委員會、組合レツナル委員會、教育委員會、立法及び政治行動委員會、その他必要とみとめられる委員會、これである。各單位組

合の執行委員会は選挙による。他のすべての委員会は任命または選挙による。

一七四

- 二、執行委員会は緊急業務のため迅速にして決定的な措置を必要とするときは組合の會議と會議との間の期間單位組合を代表する権限をもつてゐる。たゞしいかなる場合でも執行委員会は組合員の承認をうけるまでは組合の重要な利害に關係ある業務を行うことはできない。
- 三、すべての單位組合役員、委員會、職場委員その他組合の基金や財産を取扱う委員は、その職務の完了の際一切の書類、基金乃至その他の組合財産を適當な單位組合役員に引渡すことを要する。

第四十二條 職場委員および職場委員會委員

- 一、交渉委員會 (Bargaining Committee) は單位組合の執行委員會の委員をもつて構成することができるが、必ずしもかかる構成とする必要はない。
- 二、すべての職場委員 (または職場委員會委員) はこれを民主的に選挙することを要し、且つ適當の豫告をもつて當該目的のために招集される會議においてこの職場委員を選挙した組合員の三分の二の多數でこれを罷免することができる。
- 三、すべての單位組合の規約にはその職場または工場に適用する職場委員に關する特殊の規定を挿入することを要するが、その一般機構は本國際組合の教育部の刊行物に掲げられる。

第四十三條 單位組合の資金

- 一、各單位組合の資金はすべての必要な経費を支辨するために使用され、これは定期會合において單位組合の承認をうけることを要する。
- 二、單位組合が資金のため他の單位組合に援助を求めるときには承諾をうける前に地方部長の承認を必要とする。かゝる援助の要求に對しては速かにこれを承認または拒否することを要する。

第四十四條 單位組合の賦課金

- 一、緊急の場合または組合費や入加金の収入が單位組合の必要経費をまかなうに不十分な場合には單位組合賦課金を徴收することができる。すべての賦課金は地方部長の承認をうけることを要し、且つかゝる承認は賦課金を徴收する以前にこれをえなければならぬ。
- 二、賦課金は少くとも開會前七日の豫告を以て開かれる單位組合の會合に出席する組合員の三分の二の多數決で承認をえた上でのみこれを徴收することを要する。

第四十五條 單位組合の會計検査

一、單位組合の會計年度は國際組合の會計年度に關する本規約中の規定による。

二、第三十八條に定めた各單位組合の管財委員は國際組合が提供する用紙による四半期毎の單位組合の報告および會計事務を検査しまたは公證會計士をして検査させる職務をもつており、この四半期毎の報告は單位組合と國際組合の國際會計主事となすことを要する。

三、ある單位組合において不正確または矛盾の點が存すと思はれるときは、國際會計主事は國際會長または國際執行委員會の承認をえて、右單位組合のすべての會計簿および計算書を検査させる代表者を指名する権限をもつており、またこれを検査させるため公證會計士を使用することができる。

四、代表者または公證會計士の報告は單位組合の組合長と國際組合の國際會計主事に送付することを要する。

五、會計検査の結果資金の不當支出が明らかとなるときは、責任ある役員または委員は直ちに停職に付せられ、且つ有罪が確證されたときはその保證金（譯者註、前掲参照）にもとづいて償還をもとめられ、單位組合の決定するような最終處罰をうける。かかる役員または委員は組合の職務をとりせらるるために再びこれを選挙することをえない。いかなる事情においても資金の不當支出は單位組合の書類から抹削することはできないし、またその最終決済は國際會計主事の承認なくしてはこれを爲すことができない。

第四十六條 單位組合選舉における偽まん行爲

- 一、單位組合の選舉において組合員が偽りて選舉し、投票用紙を變更し、切斷し、破棄し、偽つて投票し、または投票權の行使にあたり他人を脅迫したり、その他組合員に干渉したりなどするときは本規約に定めた査問手續に従い處罰する。いかなる場合においても處罰は十ドル以下の罰金であつてはならず、有罪と決せられた組合員は二年以上五年以内の期間國際組合の管轄權内において被選舉的または任命的職務をとる資格がない。
- 二、すべての投票用紙は選舉の終了後九十日経つてこれを破棄することができ、選舉委員會は選舉の結果および投票用紙の處理に關し聲明を爲すことを要する。

第四十七條 組合員の査問

- 一、本規約の規定違反または組合員たるにふさわしくない行爲のかどによる組合員に對する告發はすべて文書を以て明かに記載し、告發をする組合員がこれに署名することを要する。
- 二、告發は告發人が申立ての罪過を知つたときから六十日以内に單位組合または職場組織の記録主事にこれを爲すことを要する。ただし記録主事に對する告發については單位組合の組合長または職場

組織の主たる執行役員にこれを爲すことを要する。

三、告發があつたときは、必ず査問委員会を開くことを要する。ただし告發人が告發を撤回したときはこの限りではない。

四、告發をうけた組員は單位組合に告發された後七日以内に書留郵便でかゝる告發について通知される。

五、査問に付された組員はその選擇する辯護士をして代理させることができる。ただしかゝる辯護士は査問委員会が定めたり本規約に掲げてあつたりするような査問手續を遵守することを要する。

六、告發された組員に對しては、査問中單位組合の會合における三分の二の多數決により單位組合における職務または組員たる資格を停止することができる。組員たるものが雇傭條件である工種については組員たる資格の停止は仕事の取上げを必要としない。ただし非常に緊急の場合においては、權利停止を表決する機關の三分の二の多數決により仕事の取上げを要求することができる。

七、査問委員会が選舉された後七日以内に、告發された組員は査問の日時と場所の通知をうけるが、査問はかゝる組員がかゝる通知を受理した後十五日より早くなく三十日より遅くない期間に開かれる。

八、告發された組員は少くとも七人の委員とその代理として行動するため單位組合で選出される補

助委員とから成る査問委員会の査問を受けるが、かかる委員は告発があつた時から四十五日以内に開かれる組合員會議で選出される。査問委員会は各個の事件の査問について別々に選出することを要する。

九、査問委員会は證言と辯論を聴取した上で判決と所罰とをきめるために一旦休會する。告發された事件を有罪と定めるには三分の二の多數決を必要とする。被告が有罪とみとめられた場合には、査問委員会は多數決で被告を讀責することができるし又三分の二の多數決で百ドル以内の罰金を科することができる。しかも特定期間内に被告が罰金を支拂わない場合には自動的に停職、免職または除名される。又三分の二の多數決で被告を停職もしくは免職に付したまたは國際組合の組合員たる資格を停止もしくは除名處分に付することができる。

十、査問委員会は次いで判決の決定後の次ぎの組合員總會において査問委員委員を選んだ團體にその判決を報告し且つ有罪判決の場合には、かかる判決は單位組合の會議において三分の二の多數決で承認されて始めて有効となる。有罪判決の場合において、單位組合會議では三分の二の多數決で判決を修正しまたは特別の査問を命ずることができる。冤訴の判決の場合には、それは最終的のものである。組合員たることが雇傭條件である工場については、組合員たるの權利停止は解雇を必要としない。たゞし非常に緊急な場合において權利停止を表決する機關の三分の二の多數決で解雇を

要求することができる。但し組合員たるものが雇傭条件である工場については組合員の除名は解雇を必要とする。

十一、雇傭が権利停止である場合においては権利停止された組合員は、権利停止期間中すべての組合費と賦課金を納入しなければならない。権利停止處分に付せられた組合員は「失業時」免除證(譯者註、前掲参照)をうける資格がない。

十二、査問委員会は、被告を明かに無實であると認められた場合には、原告の直否を決定することができる。もしも査問委員会にして原告が告發をするに當り明かに悪意があつたと認められたときは、本條第九項に従い原告を所罰することができる。ただしかかる所罰は次ぎのものに限られる。百ドル以内の罰金で、特定期間内に原告が罰金を支拂わないときは自動的に権利停止される。または三ヶ月以内の権利停止。原告に對するかかる判決と所罰とは單位組合の會議において三分の二の多數決で承認された場合に始めて有効となる。單位組合の會議では三分の二の多數決で判決を変更しまたは原告を更に査問することができる。組合員たるものが雇傭条件である工場については、組合員たる権利停止は解雇を必要としない。ただし非常な緊急の場合においては権利停止を喪失する機嫌の三分の二の多數決で解雇を要求することができる。

十三、査問委員会の決定に對し控訴すべき上級機關は判決を承認したり拒否したりすることのみなら

ず、かゝる判決を變更しまたは新たな査問を命ずる権限をもつてゐる。

十四、告發された組合員は、本條第六項の規定に従い適法に権利を停止され且つ査問委員会において有罪とみとめられた場合には、承認をうけるため判決を提出する單位組合の會議に出席する権利をもつており、且つその査問、辯論および判決に關する一切の事項についてその立場を表明する充分な機會を與えられる。

乙、單位組合の規約にアメリカ自動車・航空機・農具労働者連合に屬する第七十四號單位組合の地方規約（一九四三年）

第一條 名稱と管轄範圍

- 一、本單位組合は産業別組合會議（C・I・O）に屬するアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合國際組合の西側第一七四號單位組合と稱する。
- 二、この單位組合は産業別組合會議に加盟する國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の組合員から成つてゐる。
- 三、西側第一七四號單位組合は數個の工場から成る合同單位組合をみとめられる。

第二條 目的

労働条件を改善し、劃一的の短時間高賃金制度を創設すること、國際組合の管轄範圍内にある労働者の利益を保全し保護すること。

宗教、人種、信條、皮膚の色、政黨、または國籍の如何を問はずこの單位組合の管轄範圍内にあるすべての被給者を一つの團體に結合すること。

工場内の衛生および労働条件を改善し、これらの必要な改善を完成するため、われわれは會議と團體協約を利用することを持ちか、またこれらのものによりこの單位組合の管轄範圍内にある労働者のため正義をもちたてることができないときはストライキ行爲をすゝめ、これを支持すること。

労働運動史についてわれわれの組合員を教育すること、ならびに知識があり品位がある組合員を養成すること、すべての労働者のために立候補者の選舉と立法の改善とに向つて投票し行動すること、現行法令を實施し、労働にとつて不當な法令を廢止するため努力すること、使用者と政府とが費用を負担する眞實の社會および失業保險の確立を目的とする全國的規模の法令のため努力すること、産業別組合會議と全労働運動の堅實化のためのその他の組合とに加盟する自治的組合として行動すること。

第三條 組合員 入會金および組合費

一、本單位組合は國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の組合員たる資格ある労働者から成つてゐる。

二、國際組合たるアメリカ自動車、航空機、農具労働者連合の組合員となる資格ある者であつて、國際規約に掲げられるこの國際組合の原則と背離とに反する團體に加盟してゐないものは、その使用されてゐる工場を管轄する單位組合に對し組合員となることを申込むことができる。申込者は申込の當時工場における實際の労働者であることを要する。すべての申込者は組合が供給する正式の申込用紙の所定事項に書入れをなし且つ單位組合の規約や規則ならびに國際組合の規約を守る契約書に署名することを要する。

申込書には入會金を添えて出すことを要する。かくしてうけとつたすべての申込は審議のため單位組合に付託される。

申込者が單位組合の審議前少くとも三十日間繼續して使用されてゐた場合でなければ、單位組合はいかなる申込も審議することができない。單位組合が組合員たる申込を拒絶したときは、三十日を經過するまではこれを再審議することができない。

- 三、申込者が組合員たることを承認された通知をうけた後四週間以内に正當にして充分な理由なくして入會のため出頭しないときは、その納入したすべての金銭は沒收される。
- 四、新規の組合員が署名した原申込書はこれを記録するため員位組合で保存し、且新規組合員にその納入したすべての金銭に對する正式の領收書を出す。領收書はすべて正副二通を作成し、原本は組合員に送付し、副本は單位組合で保存しておく。
- 申込者が單位組合に納入する金銭はすべて各申込書に添えて出さねばならないのであつて、會計主事はこれに對する正式の受領書を發行する。新規組合員は單位組合の會計主事から月刊報告をうけとるまでは國際事務局に登録されないし、また入會金や頭割り組合費（譯者註、前掲參照）を受理されない。
- 五、第一七四號單位組合がある理由のため組合員を權利停止または除名の處分に付したときは、單位組合會計主事と國際會計主事に通知することを要し、國際會計主事はこの事實を直ちにすべての單位組合に通知することを要する。この單位組合により權利停止または除名の處分に付せられた者は、これに對する要求または告發がすべて解決し、且つかゝる者が入會の許しをもとめている單位組合にかゝる解決の通知があるまでは、他の單位組合の組合員となる資格がない。
- 六、いかなる組合員も同時に本國際組合の二以上の單位組合の組合員たる地位をもつことを許されな